

改正相続法の実務ポイント

～中小企業の事業承継への影響～

東京弁護士会

中小企業法律支援センター委員

弁護士 湊 信明

自己紹介

湊 信 明

Nobuaki Minato

- 事務所 千代田区有楽町1-7-1有楽町電気ビルヂング北館12階1213区
- 弁護士数 13名(男性9名 女性4名)(内1名は原発ADR出向中)
- 顧問会社数 約200社
- 取扱分野 コンプライアンス ESG対策 人事労務 債権回収 企業再生
事業承継 知的財産 その他会社法務全般
- 会社役員 中国総合信用株式会社社外取締役
ムラキ株式会社社外監査役

東京弁護士会副会長時には、企業支援のため、東京商工会議所、東京信用保証協会、東京都、経産省との連携を進めてきました。

最近2年間は、東京弁護士会中小企業法律支援センター本部長代行として、中小企業支援に力を注いで参りました。

相続は2020年までに大きく変わる！

1. 配偶者居住権の設立



母(妻)

配偶者は相続後も自宅に住み続け、現金も受け取ることができるように

2. 持戻免除推定・自宅を遺産分割対象外に



母(妻)

婚姻生活20年以上の配偶者への贈与又は遺贈を保護

3. 預貯金を相続開始後にすぐに下ろせる



長男など

被相続人の口座から引き出しが可能に。葬式費用などをすぐに準備できる

4. お嫁さんによる義理の親の介護が報われる？



長男の妻(嫁)

嫁は相続権はないが、義理の親を介護した場合には貢献度で遺産を請求可能に

5. 遺留分制度が大きく変更



次男など

遺留分侵害された場合は、侵害額分のお金の支払いにより解決

6. 自筆証書遺言の形式緩和・保管制度創設



母(妻)

財産目録はパソコンで作成可能に。法務局で保管もできることに

7. 遺産分割前の遺産処分に対する対処

遺産の使い込みも遺産分割手続で解決

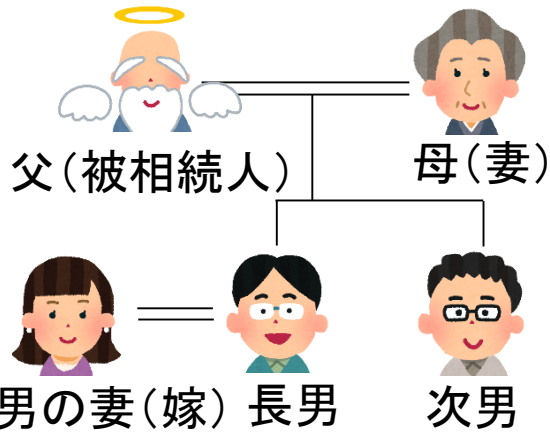
8. 相続開始後に登記が遅れたために権利を喪失するリスク



母(妻)など

従来判例を変更。ボヤボヤしていると権利を失う羽目に！

相続分野の
法改正は
1980年以来、
40年ぶり！



現行法には問題点が満載！



法改正により修正



しかし、そこに新たな火種（問題点）あり 



事業承継にも大きな影響が！

1 配偶者居住権 配偶者短期居住権の創設

1-1 配偶者居住権

残された配偶者に「配偶者居住権」を創設！

改正
前

残された配偶者は遺産分割に伴い自宅を相続したものの、現金が手元に残らないというケースがあった。

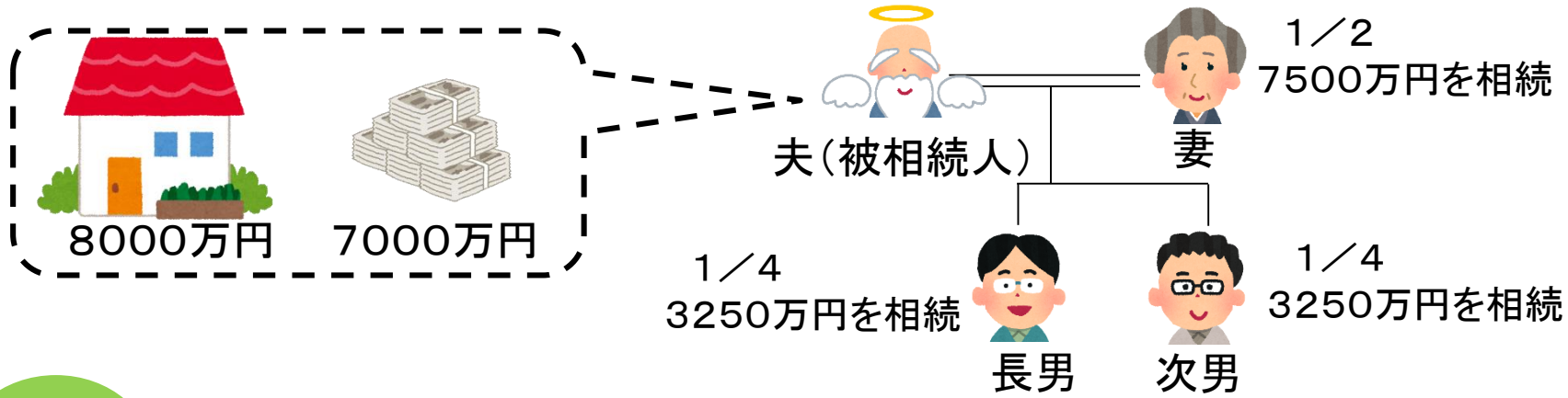
＝残された配偶者の状況によっては、自宅だけを相続するのが良いわけではない。住む場所が合っても肝心のお金がなければ、生活費や医療費、緊急的な出費に困ってしまう。

改正
後

配偶者に「配偶者居住権」という権利を創設し、住み慣れた自宅にそのまま居続けながら、遺産分割時にお金を受け取れるようになった。



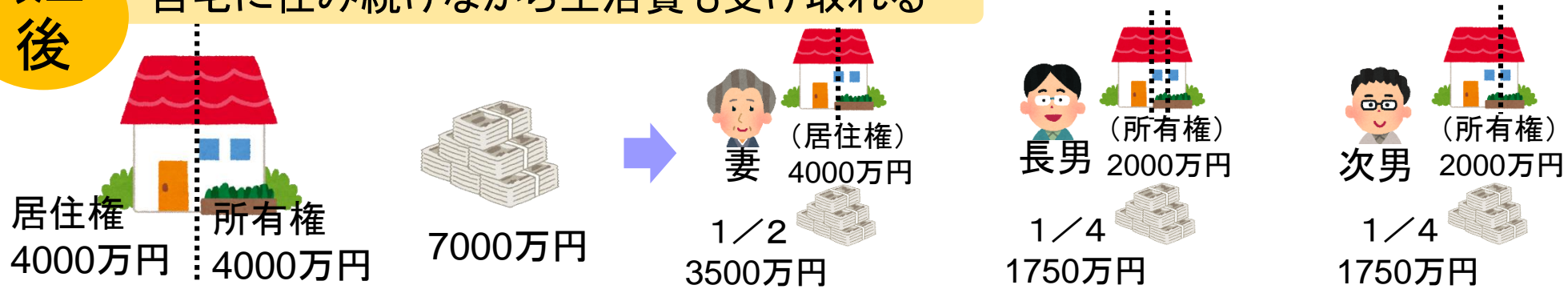
夫が死亡、妻と長男次男の3人が夫の遺産を相続



改正前 相続のための現金が足りないなので、現金を確保するために家を売却。住む家がない...



改正後 自宅に住み続けながら生活費も受け取れる



配偶者居住権の要件

被相続人の配偶者が、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合に、

- ①遺産分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき
又は、
- ②配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき

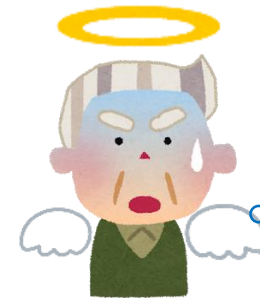
その居住していた建物の全部について無償で使用及び収益する権利を取得できる。

配偶者居住権の注意点

注意 遺言の際は、「配偶者居住権を相続させる」と書いてはダメ

- 遺贈の場合は、配偶者居住権が不要なら配偶者居住権のみを放棄すれば足りる。
- 相続させる旨の遺言（特定財産承継遺言）の場合は、遺産分割方法の指定となり、配偶者居住権が不要な場合には相続放棄をすることになり、配偶者居住権以外の財産も承継できなくなってしまう。

アタシャ、配偶者居住権より金が欲しかったのに・・・相続放棄とは・・・



「配偶者居住権を相続させる」と遺言しちゃイカンとは知らナンド・・・

妻と長男に遺言を書くときは・・・

遺言書

「長男〇〇〇〇に、別紙物件目録記載の不動産を相続させる。
妻●●●●に、同不動産に関する配偶者居住権を遺贈する。」

という形で遺言する。

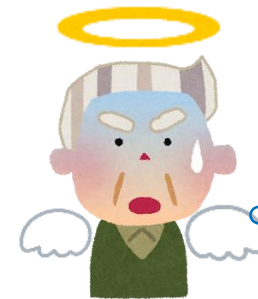
配偶者居住権の注意点

注意 相続開始時にその家に住んでいることが条件！

もし夫と別居して賃貸物件に住んでいれば、夫の持ち家に居住権は発生しない。

もし持ち家を第三者に貸していた場所は、その持ち家に配偶者の居住権は発生しない。

その家に住んでなく
ちゃダメなんて知らな
かった・・・



貸してちゃダメなの?!
配偶者居住権が・・・
ごめん！

注意 配偶者居住権の評価が難しい

配偶者居住権がいくらになるかは、遺産分割の際に重要となるが、その評価は難しい・・・

【計算式1】

① 建物の価額（固定資産税評価額）
 =②長期居住権付所有権の価額+③長期居住権の価額
 ② 長期居住権付所有権の価額（注1）
 =①固定資産税評価額 × $\frac{\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} + \text{存続年数(注3)})}{\text{法定耐用年数(注2)} - \text{経過年数}}$ × ライブニッツ係数
 (注4)

③ 長期居住権の価額
 =①固定資産税評価額 - ②長期居住権付所有権の価額

(注1) 計算結果がマイナスとなる場合には、0円とする。

(注2) 法定耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において構造・用途ごとに規定されており、木造の住宅用建物は22年、鉄筋コンクリート造の住宅用建物は47年と定められている。

(注3) 長期居住権の存続期間が終身である場合には、簡易生命表記載の平均余命の値を使用するものとする。

(注4) ライブニッツ係数は以下のとおりとなる（小数第四位以下四捨五入）。

	債権法改正案（3%）	現行法（5%）
5年	0.863	0.784
10年	0.744	0.614
15年	0.642	0.481
20年	0.554	0.377
25年	0.478	0.295
30年	0.412	0.231

《金額査定について》

法務省による「簡易な評価方法」を参照


・あまりに若いと配偶者居住権の意味は乏しい？

下記法務省HPより抜粋

「部会資料19-2 長期居住権の簡易な評価方法について」

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900313.html>

配偶者が得る居住権の価値

	妻の年齢 (夫の死亡時)	平均余命 (年)	妻が得る 居住権の価値	所有権の 価値
<p>家の値段</p>  <p>8000万円</p>	50歳	38	5360万円	2640万円
	55歳	34	5040万円	2960万円
	60歳	29	4640万円	3360万円
	65歳	24	4080万円	3920万円
	70歳	20	3600万円	4400万円
	75歳	15	3040万円	4960万円
	80歳	12	2400万円	5600万円
	85歳	8	1680万円	6320万円

相続人同士で合意の場合、もめた場合



相続人同士で合意すれば、簡易な評価方法で問題はなし！

しかし・・・



居住権の価値についてもめた場合には、簡易な評価方法とは別の専門的な算出方法を使うことになる。
どのような評価方法を使うかで熾烈な争いに・・・

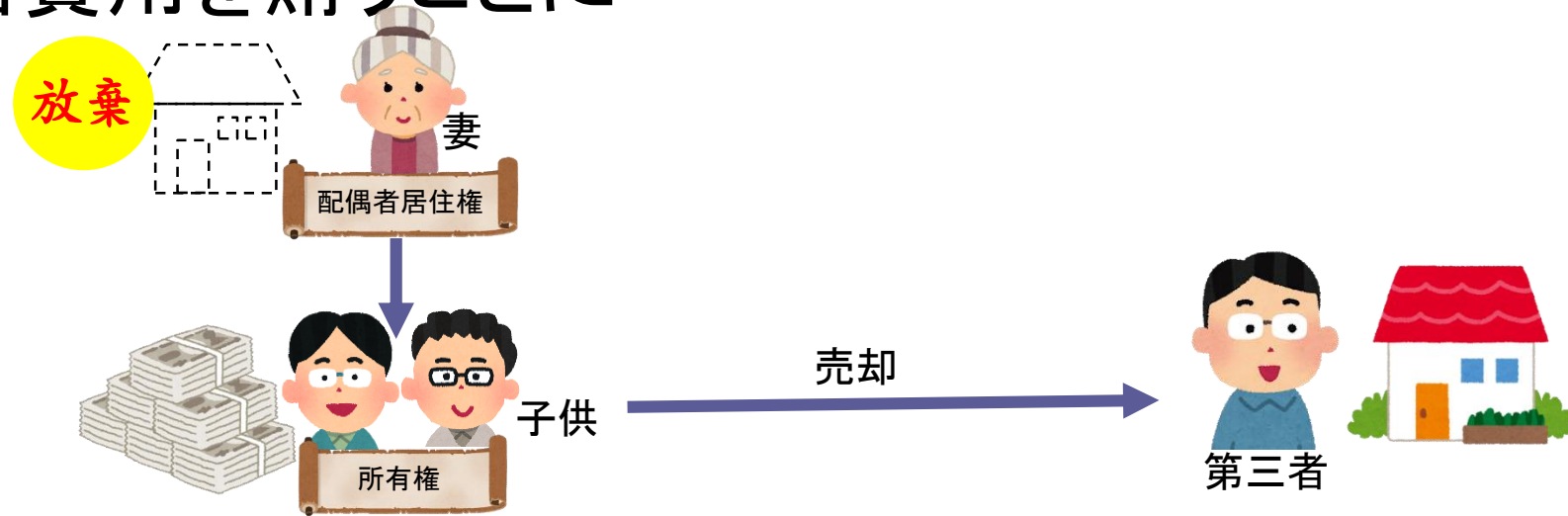
注意 配偶者居住権は譲渡できない

妻に配偶者居住権を遺贈しても、居住権を売却して老人ホームに移ることができるわけではない。

→妻が長男、次男それぞれと家の売却について合意。

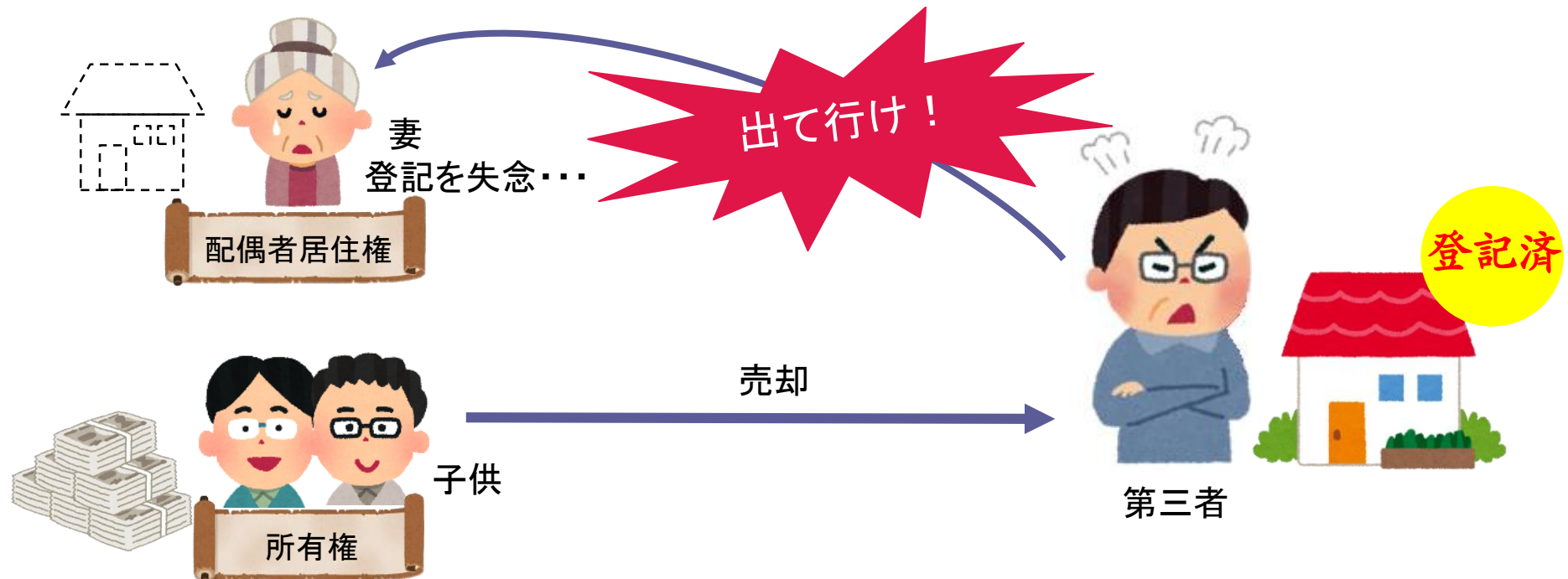
妻は居住権を「放棄」し、所有権を持つ長男と次男は家を売却

妻は居住権の代わりに売却額の一部を受け取り、老人ホームの入居費用を賄うことに



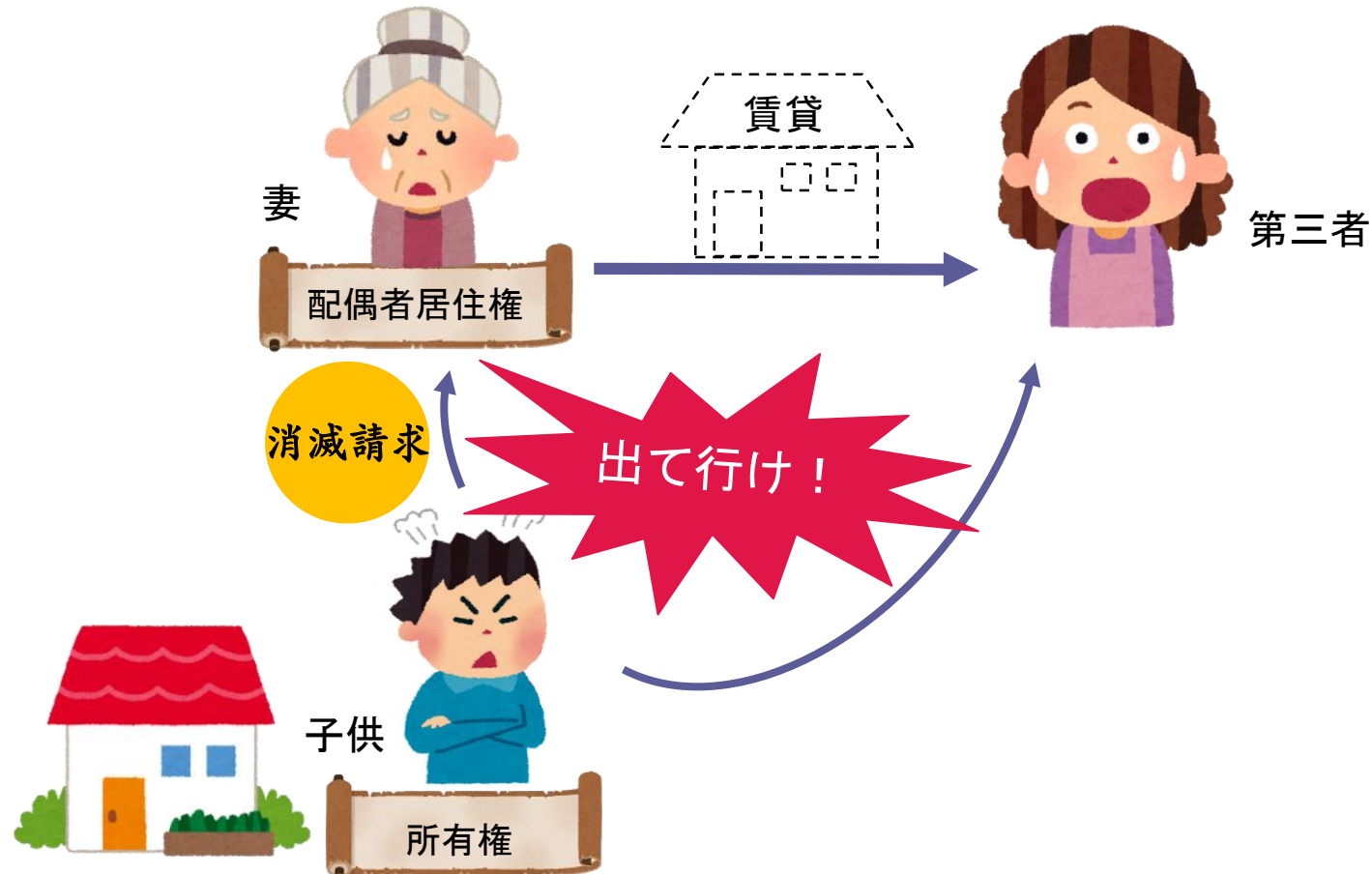
注意 配偶者居住権は登記がないと対抗できない

老齡の妻が登記を失念すると、所有権を取得した子供が第三者に売却し、第三者が先に所有権移転登記を済ませると、配偶者居住権を失ってしまうことに！



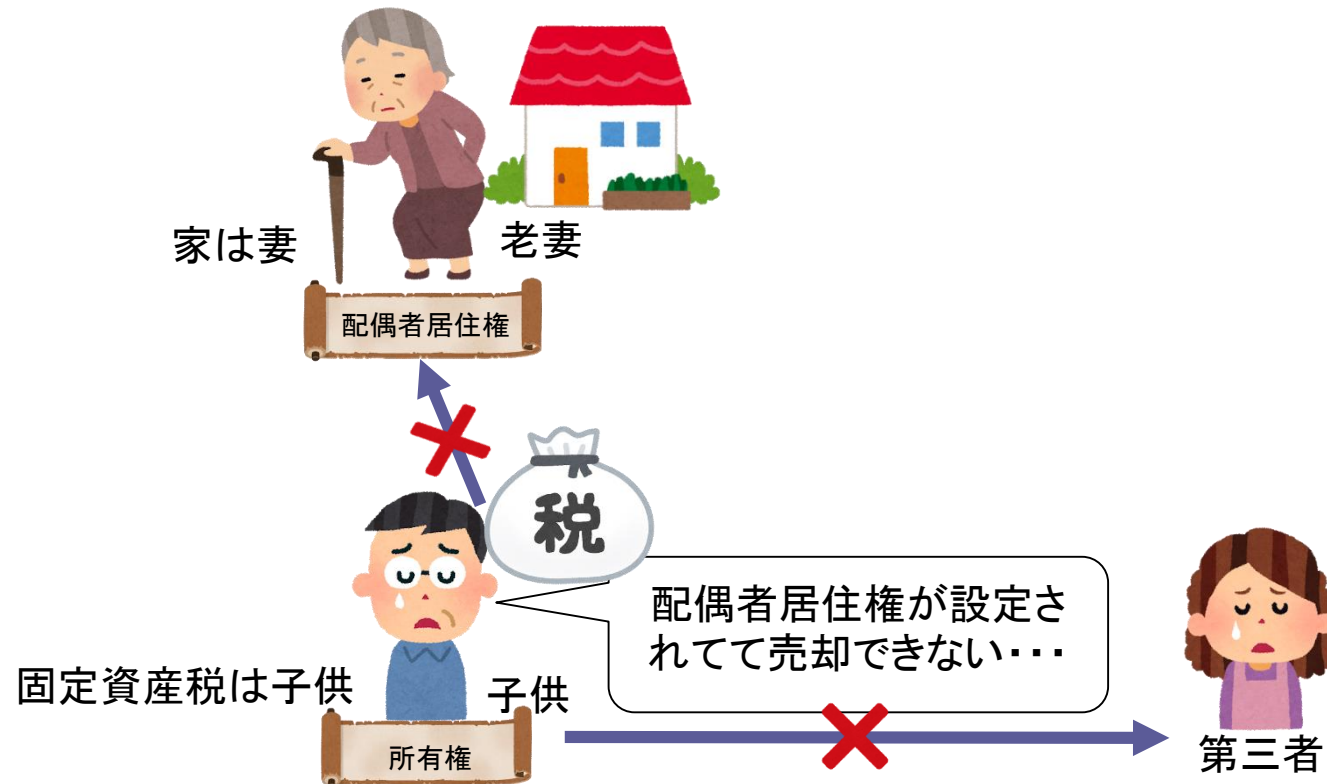
注意 家を貸すと配偶者居住権を失う羽目に！

妻が、配偶者居住権取得後、当該建物を第三者に賃貸すると、子供たちから、消滅請求されて、配偶者居住権を失う可能性あり！



注意 子供達はいつまでも家を売却できない羽目に

建物所有権を相続した子供達は、配偶者居住権が設定されているため、いつまでも家を売却できなくなる。しかも、固定資産税は子供達が義務を負うという踏んだり蹴ったり状態に！

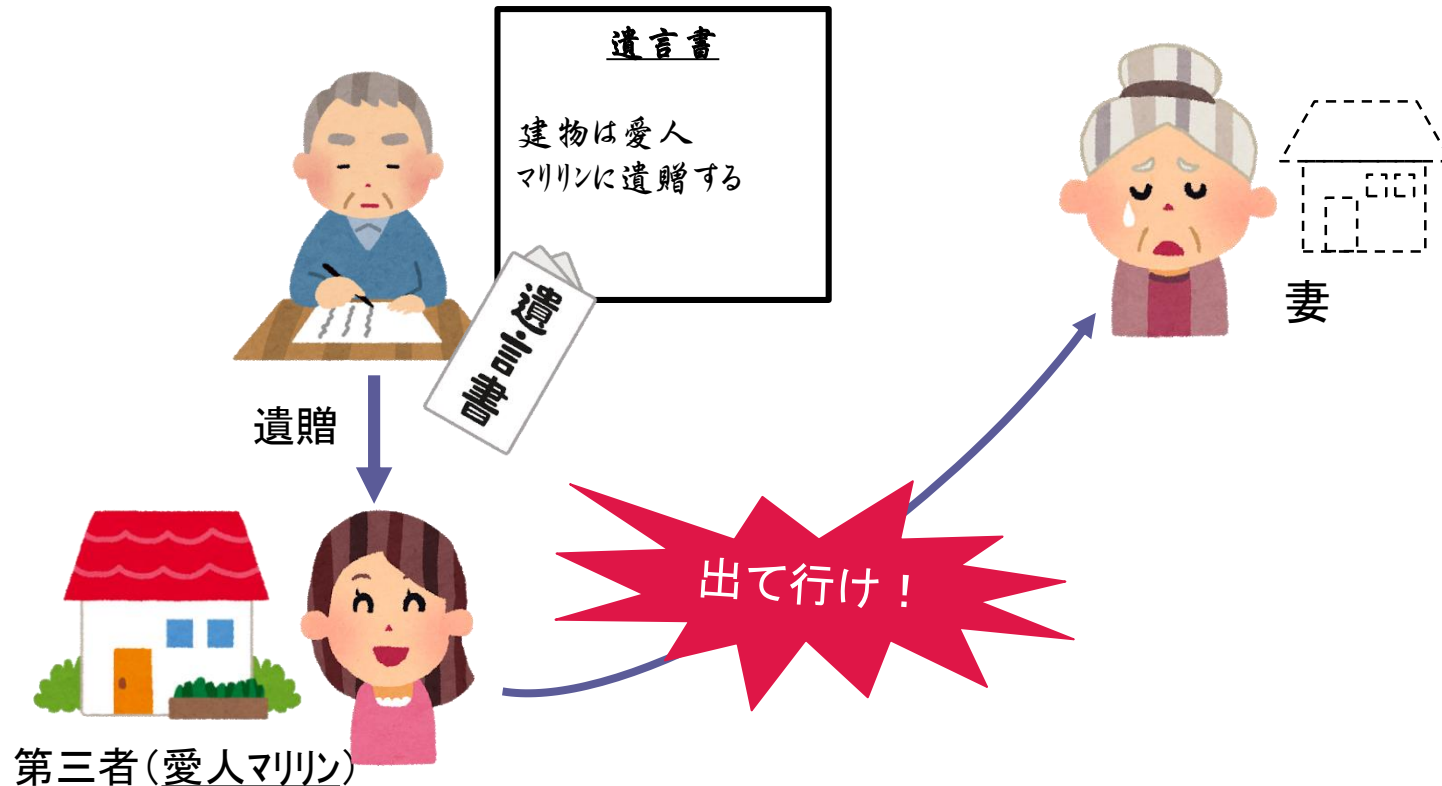


1-2 配偶者短期居住権

従来民法の問題点

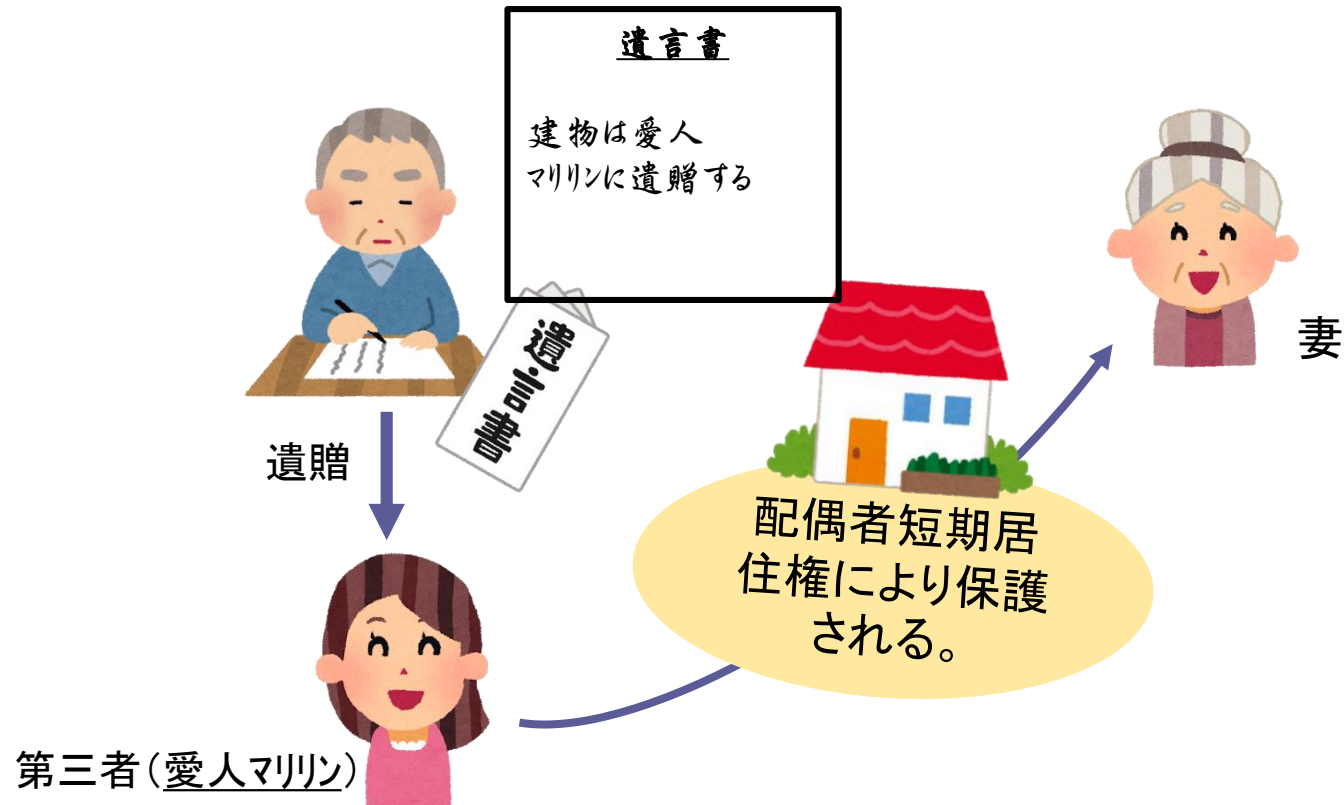
被相続人は配偶者以外の第三者に建物を遺贈した。

相続開始直後から、配偶者相続人は無償で居住建物を使用する根拠がなくなってしまう。



配偶者短期居住権により保護

配偶者は相続開始後、一定期間は無償で居住し続けられることに。



一定期間とは

①居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をする場合

→遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始時の時から6カ月を経過する日のいずれか遅い日

②上記①以外の場合

→上記①の場合を除くほか、居住権建物取得者は、いつでも配従者短期居住権の消滅の申入れをすることができ、その申入れの日から6カ月を経過する日

2 特別受益持戻し免除 意思表示推定規定の創設

H30改正民法

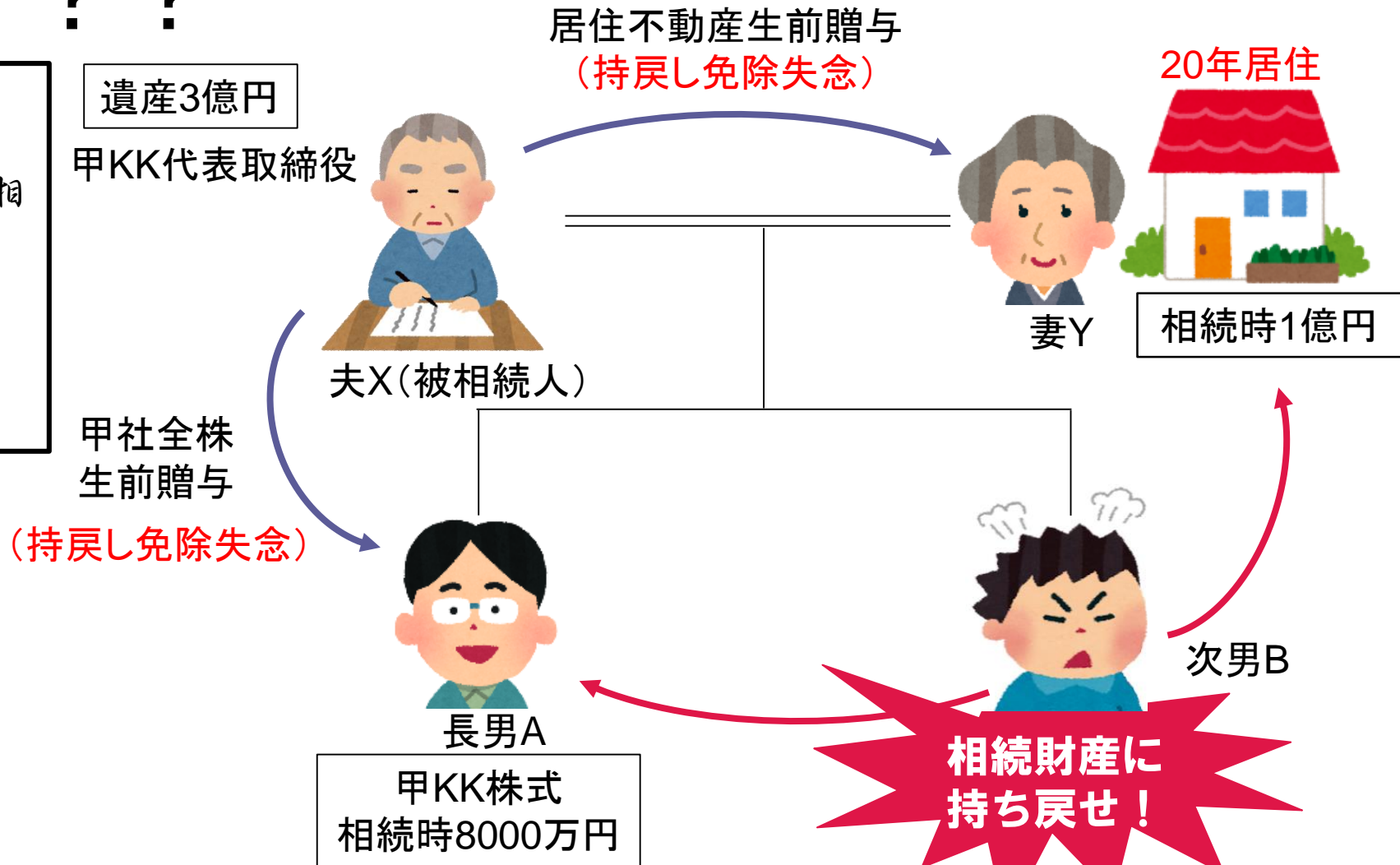
結婚20年以上で配偶者がより守られる！

婚姻期間が20年以上の夫婦の場合、生前に贈与、または遺贈された家は、特別受益持戻し免除の意思表示があったものと推定し、原則として遺産分割の対象から外れることに。

住み慣れた自宅を確保した上で、生活費の原資となる預貯金も得られる。

改正民法は事業承継の場面では手痛いことになる???

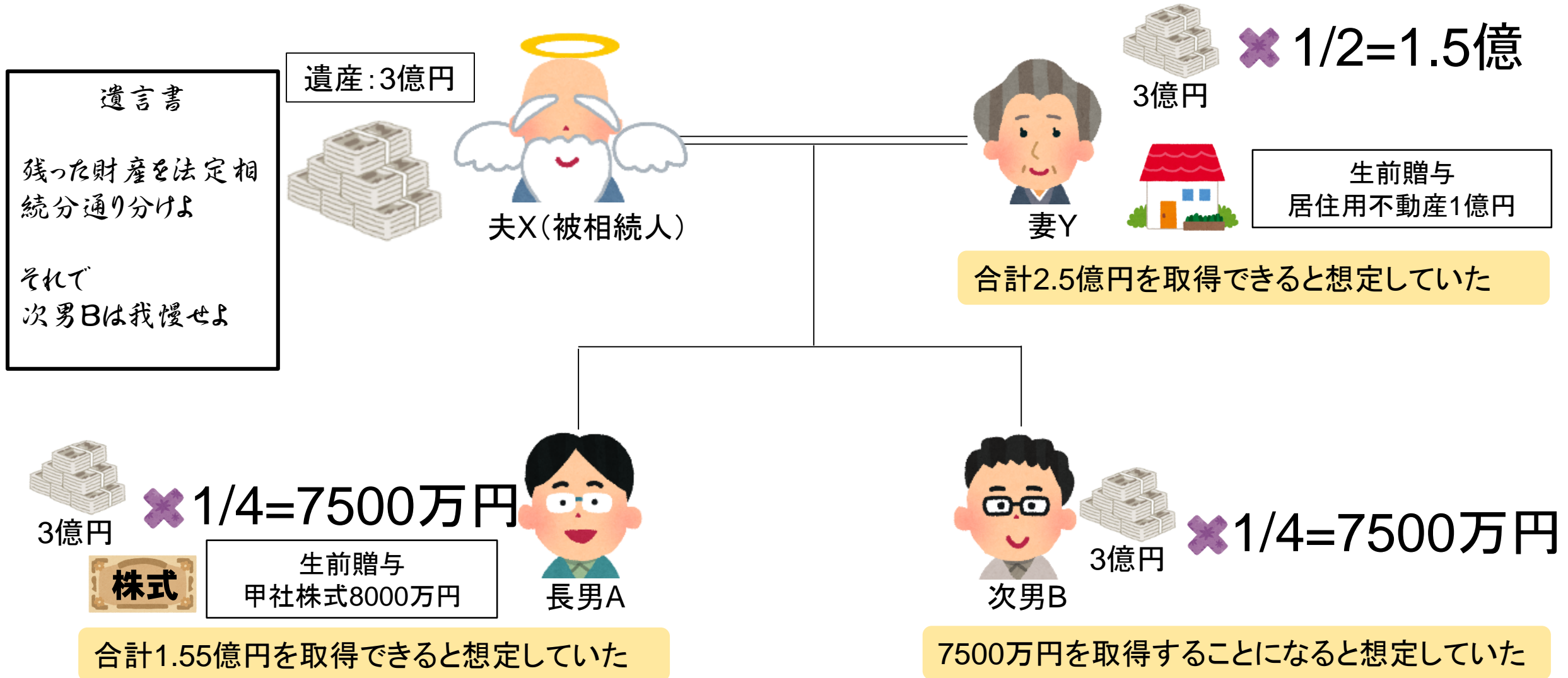
遺言書
残った財産を法定相続分通り分けよ
それで
次男Bは我慢せよ



- 甲KKの代表取締役X・・・甲KKの全株式保有
- Xは、長男Aに事業承継するため、
事業承継税制の特例措置により、全株式を生前贈与し、
適正に贈与税について納税猶予
- Xは、20年連れ添った妻Yに、一緒に居住してきた建物を生前贈与
- Xは、残った財産は、妻Y、長男A、次男Bで法定相続分どおり相続させ、
次男Bにはそれで我慢してもらいたいという気持ちで遺言を書いた
- 持ち戻し免除の意思表示は失念

- X死亡。相続人は、妻Y、長男A、次男B
- 遺産額3億円
相続開始時の甲KK株の評価額は8000万円
Yが受贈した建物の評価額は1億円
- 次男Bが、妻Yと長男Aへの贈与は特別受益に該当するので持戻すよう
要求
- 妻Y、長男A、次男Bの実際の取得額はいくらになるか？

Xと妻Y及び長男Aが想定していた内容...



特別受益者の相続分の算定

- 特別受益とは、共同相続人の誰かが、被相続人から受けた遺贈又は贈与（婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本としてのもの）のこと
- 特別受益にあたる贈与があれば、それが相続財産の「前渡し」と扱われる。
- 具体的相続分の計算時に、被相続人が相続開始時に有した財産の価額に、その特別受益の価額をも加えたものが相続財産とみなされる。
- 通常の方法で算定した相続分の中から、その遺贈又は贈与の価額を控除した残額が、特別受益者の具体的相続分となる

特別受益の持戻し免除の意思表示

被相続人が生前に、特別受益を相続財産に持ち戻さなくても良いという意思表示をしていたとき

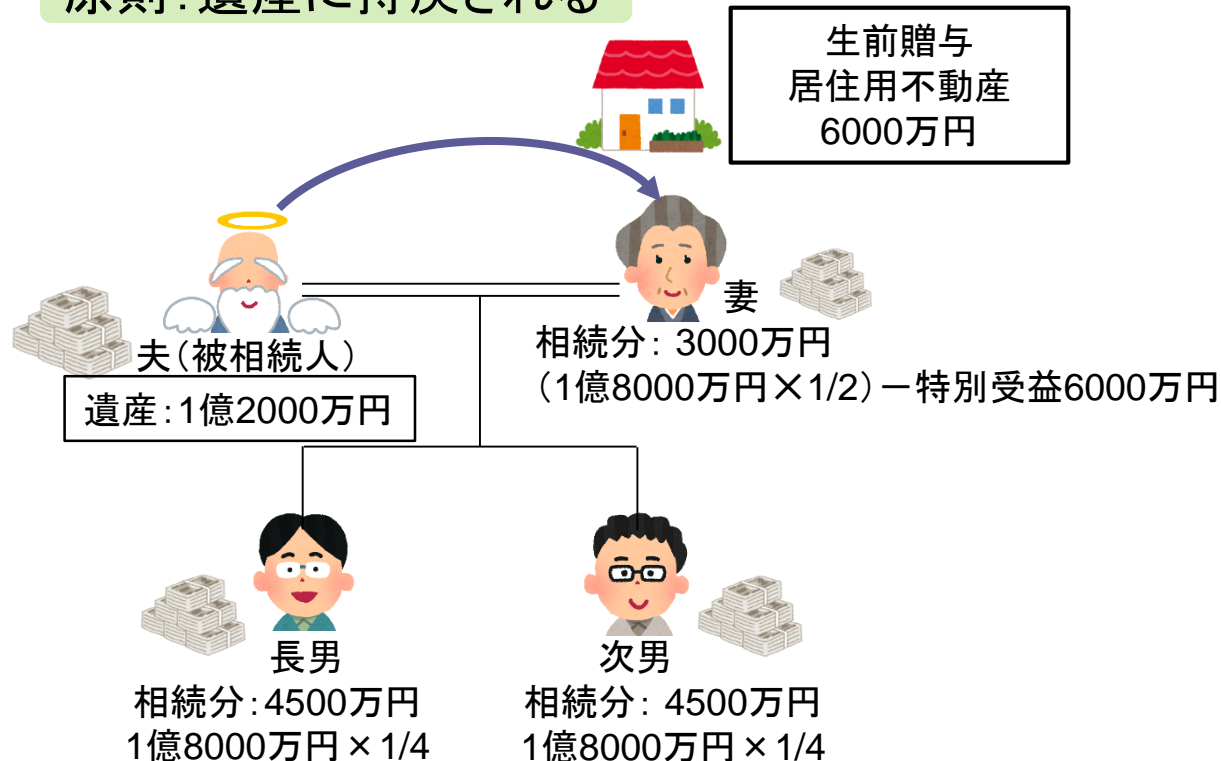


特別受益は相続財産に持ち戻されないことになる。

特別受益者がいる場合の計算の具体例

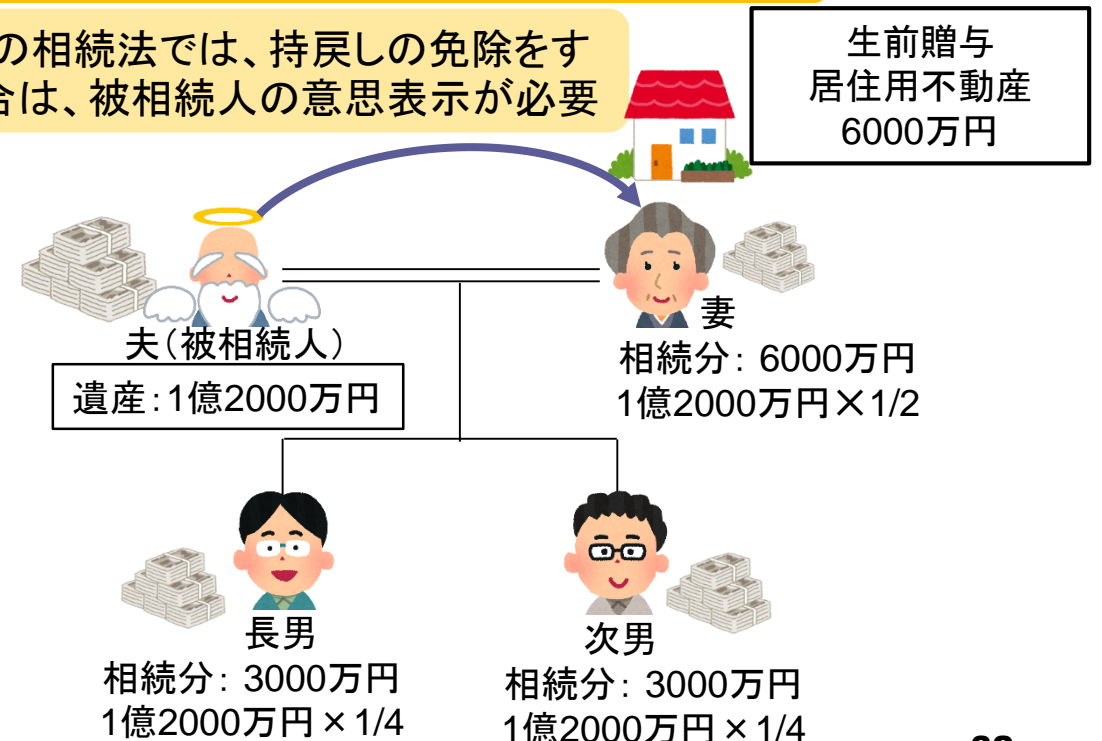
被相続人には配偶者と子が2人いる。被相続人の遺産としては預貯金(1億2000万円)があるが、もともとは居住用不動産(贈与時の価額は、6000万円、相続時の価額も6000万円)も有していた。被相続人は、当該居住用不動産を配偶者に生計の資本として贈与していた。

原則: 遺産に持戻される



例外: 持戻しの免除の意思表示があると

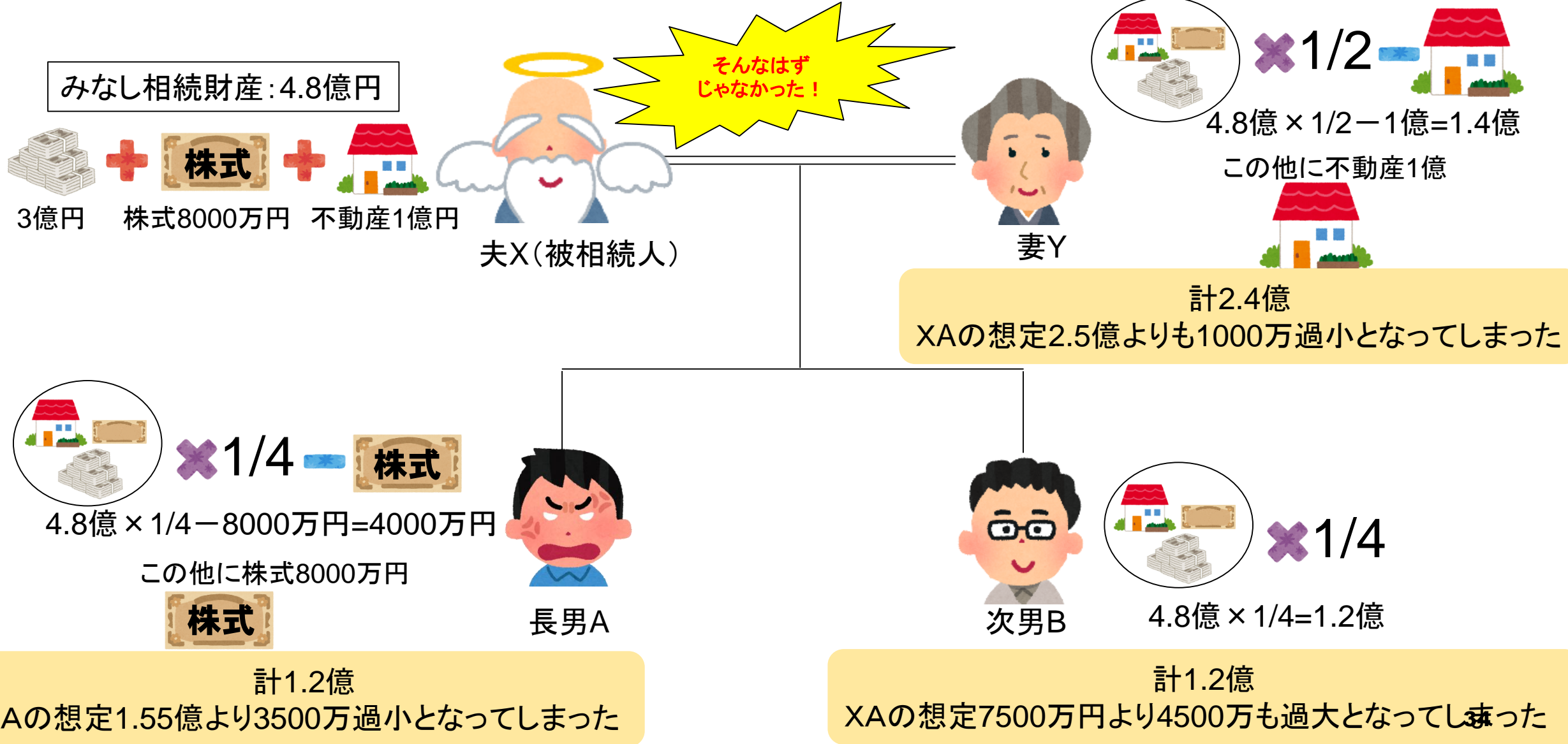
従来の相続法では、持戻しの免除をする場合は、被相続人の意思表示が必要



民法903条

- 1 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。
- 2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。
- 3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する。³⁹

平成30年改正民法施行前の具体的相続分



そこで、H30改正民法では 結婚20年以上の配偶者を強かに保護！

婚姻期間が20年以上の夫婦の場合、生前に贈与、または遺贈された家は、特別受益持戻し免除の意思表示があったものと推定し、原則として遺産分割の対象から外す！

これにより、住み慣れた自宅を確保した上で、生活費の原資となる預貯金も得られることになった。

持ち戻し免除意思推定の要件とは？

3つの要件

特に高齢者保護の見地から

- 配偶者の長期間の貢献に報いる必要があること
- 老後の生活保障の必要があること



以下の3つの要件を満たした場合は、持戻しの免除を意思表示を推定

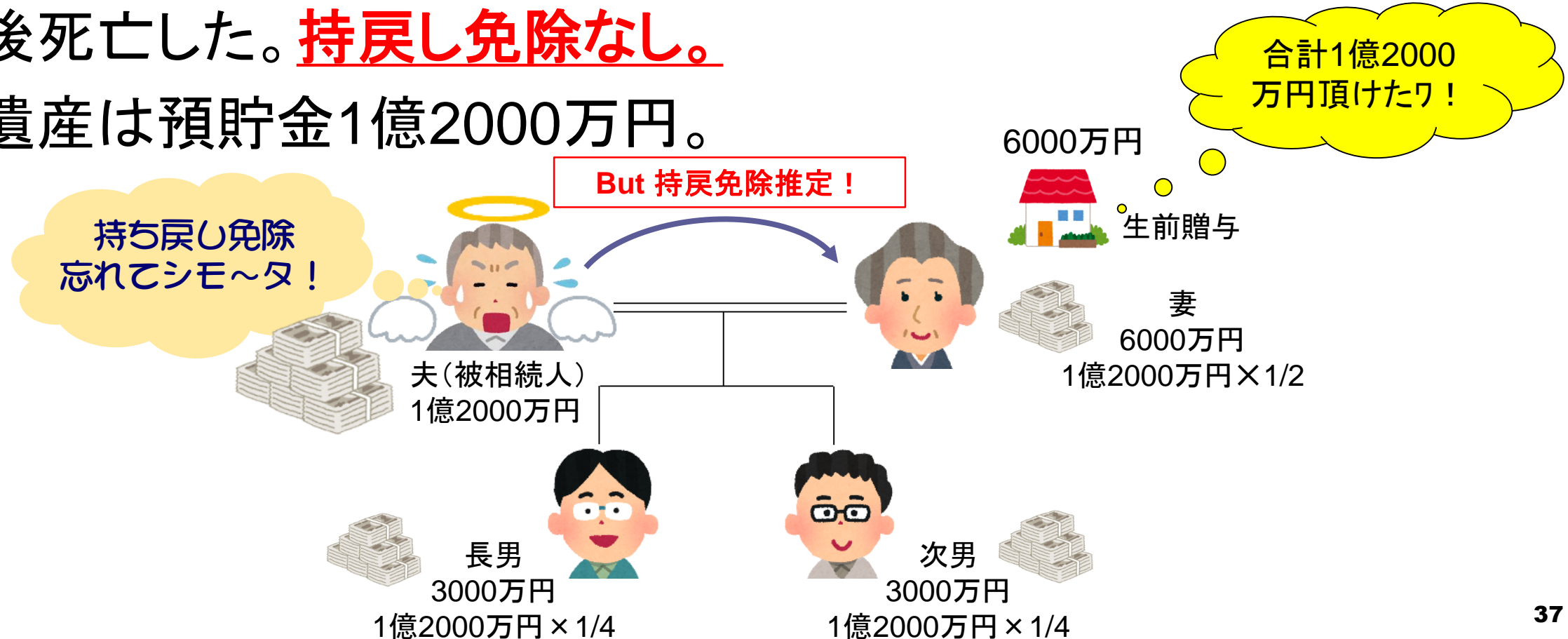
1. 夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対してする遺贈又は贈与
2. 夫婦の婚姻期間が20年以上にわたる
3. 贈与又は贈与の対象物が、居住の用に供する建物又はその敷地

特別受益持戻し免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割の対象から外れることにした

持戻し免除の意思表示が推定される

婚姻期間が30年になる夫婦の一方である夫が妻に、自宅の土地・建物（贈与時も相続時も価額は6000万円）を贈与して、その後死亡した。**持戻し免除なし。**

遺産は預貯金1億2000万円。

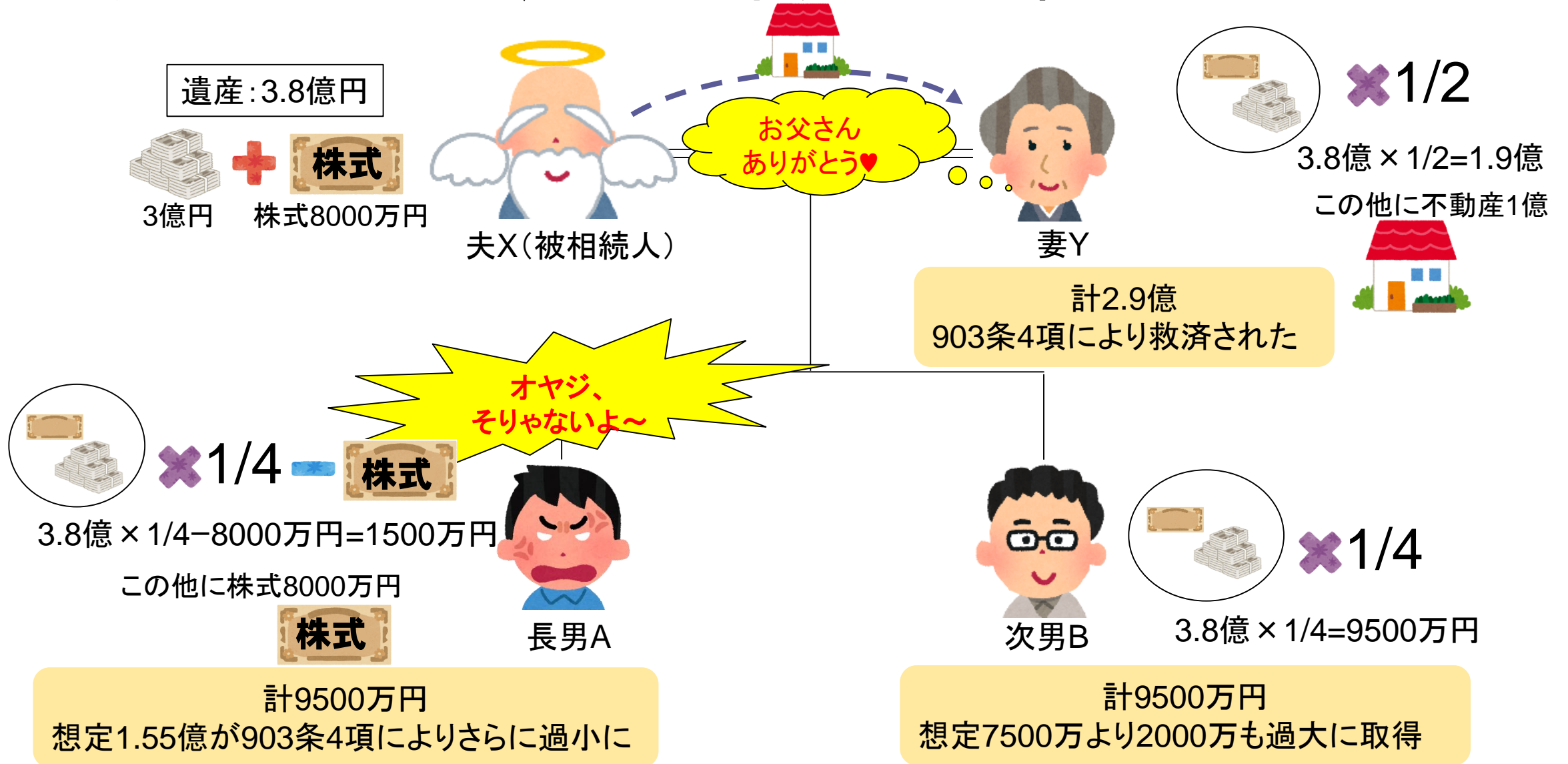


平成30年改正民法施行後の取得分

【改正民法903条4項】

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

持戻し免除意思表示の推定の結果...



注意 逆に妻への生前贈与を持ち戻させたいとき

- 夫が、妻には、生前に十分に贈与していたので、遺産分割時には、贈与財産を持ち戻させて遺産分割してもらおうと考えていた場合



- 改正法では、持戻免除推定がされてしまう
- 推定は、「みなす」とは異なり、反対の証拠があれば覆ることになる。
- 被相続人が持戻しを求める意思表示をしていた場合は、持戻しの計算をした上で遺産の分割をすることになる。



- 持ち戻させない旨の意思表示を遺言等によってしておく必要がある

想定外の事態を防止するには？

- 持ち戻し免除の意思表示をしっかりとっておくこと。
- 事業承継の際、承継者への生前贈与は持ち戻し免除の意思表示を行い、もし、配偶者への生前贈与分を持ち戻させたいときには持ち戻し要求の意思表示をきちんと行う
- 持ち戻し免除の意思表示は、必ずしも遺言による必要はないが、争いを防ぐためにも遺言に残しておくことがベター

3 預貯金を相続開始後 下ろせるように

平成28年12月28日最高裁判決の問題点

最高裁は「亡くなった人の預貯金は、相続が開始されても分割されない」と判断。遺産分割協議が終わるまで、残された家族は故人の口座からお金を引き出せなくなった。



- 資金力のある相続人が有利に遺産分割の交渉を進める。
- 亡くなった親の銀行口座が凍結されて現金が引き出せず、葬式が挙げられない
- 亡くなった親の口座からお金が下ろせず当面の生活費がないなどの問題点が指摘されていた

改正法①

家庭裁判所に仮分割の仮処分を申し立てる

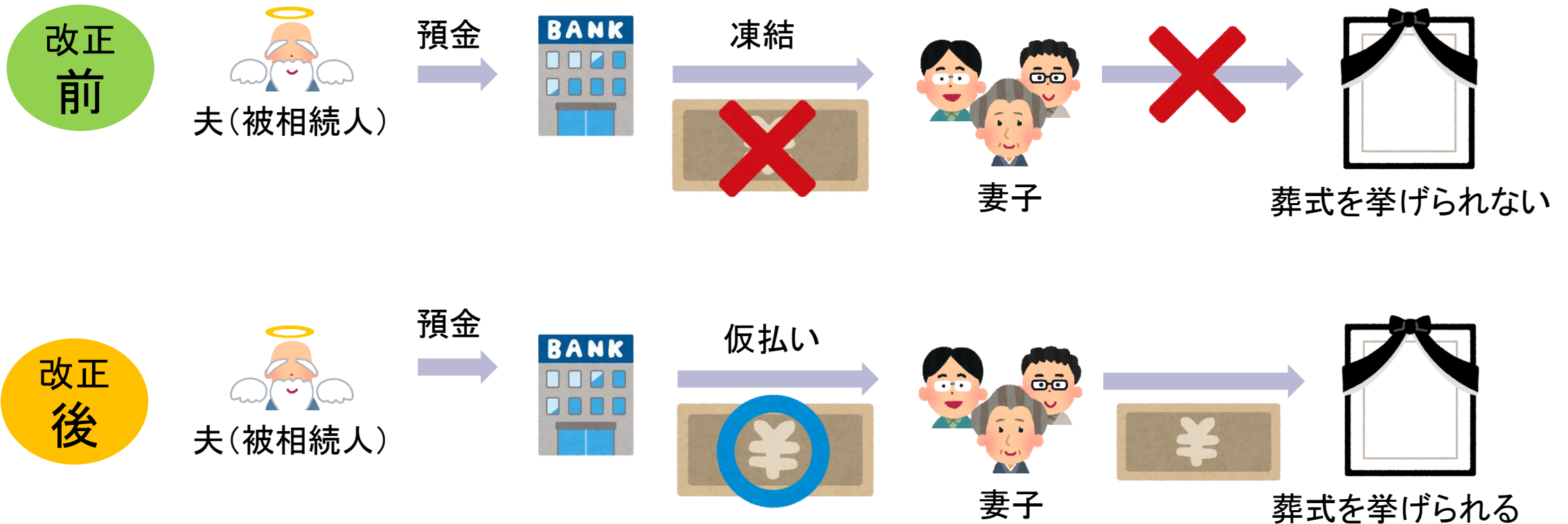
生活費や葬儀費用、相続税の納税資金などが必要な場合には、他の相続人の納税資金などが必要な場合には、他の相続人の利益を害しない範囲で、家裁が預貯金の仮払いを認めることができるようになった。

ただし、調停の申立が前提になるので、手間と時間がかかる。



改正法②

家裁判断を経なくても預金が引き出せることに



注意 下ろせる金額には上限がある！

- 預貯金の3分の1に法定相続分を乗じた額
- 標準的な必要生計費、平均的葬儀費用等を勘案して、法務省令で定める額までに限る
- 法務省令で定める額は各金融機関から1人150万円まで
(150万円は、約1年間分の生計費又は平均的な葬式費用を賄うことができると考えられる金額とされている。)

預貯金の仮払い制度の具体例

被相続人には相続人として子が2人いるが、2人は仲が悪く、遺産の分割が成立していない。長男は当面の必要生計費として200万円を、遺贈である預貯金債権の口座（相続開始時の預貯金額：1500万円）から引き出したいと考えている。

遺産の分割が終わってなくても、遺産に属する預貯金債権の一部について、共同相続人の一部の者からの請求で引き出せるようになった



共同相続人の一部の者からの請求で引き出せる額は以下のとおり。

【相続開始時の預貯金債権額×3分の1×その共同相続人の法定相続分】

1500万円×1/3×1/2=250万円

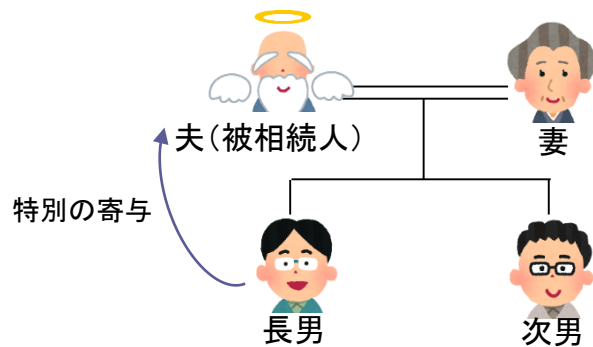
次男が、当該銀行から引き出すことができるのは、法務省令で定める150万円が限度となる。

4 相続人以外の特別寄与制度

寄与分制度の問題点

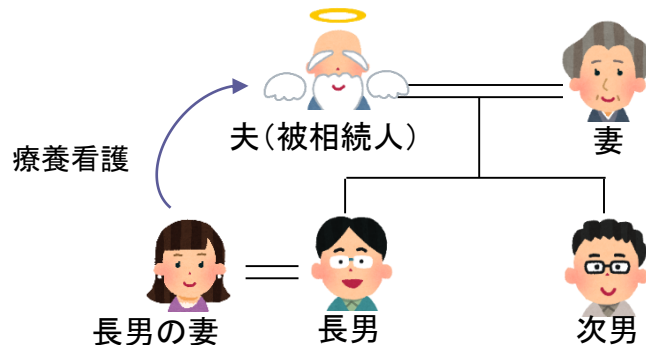
相続人以外には、独自の寄与分は認められない

長男は、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした。



長男は相続人であるため、寄与分を含めて相続することが可能である。

長男の妻は、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与といえる行為をした。



長男の妻独自の寄与分の主張はできない(ただし相続人長男の寄与分の主張の中に、長男の妻の貢献を含めることができる)

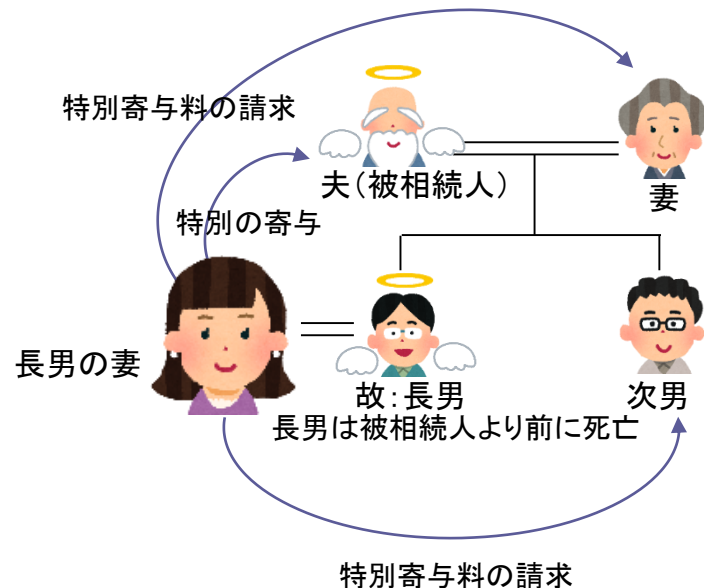
なお、長男が被相続人より先に死亡した場合は、長男は被相続人の相続人にならない。従って、被相続人の相続に関し、長男の妻は長男の寄与分の主張の中に自身の貢献を含めることができない。

特別寄与者による特別寄与料の請求

そこで……

改正相続法において、相続人以外の一定の者が、被相続人に対して無償で療養看護等をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合に、相続の開始後、その者は相続人に対して金銭の支払いを請求できることになった。相続人以外の者も、貢献の内容によっては、自らの被相続人の財産の維持又は増加への寄与を法的に主張できるようになった。

被相続人には長男がいたが、長男は被相続人死亡よりも前に他界。長男の妻は、被相続人に対して無償で療養看護をしたことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした。



長男の妻は独自の権利として特別寄与料の支払請求を被相続人の相続人に行うことができる。
(この場合は被相続人の妻と次男)

(注) 特別寄与料の請求ができるのは被相続人の親族であるが、親族とは①六親等内の血族、②配偶者、③三親等内の姻族のこと(25条参照)。長男の妻は被相続人の親族にあたる。

注意 特別寄与料の請求は一定の期間に

特別寄与料の支払いについて、当事者間に協議が調わないとき、又は協議することができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に変わる処分を請求することが可能

ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは不可



お義父さん亡くなって6ヶ月以内なんて無理……

注意 特別寄与料の請求に関するポイントと注意点

- 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない

→被相続人がすべての財産を遺贈してしまえば、特別寄与者は特別寄与料の請求ができなくなる。

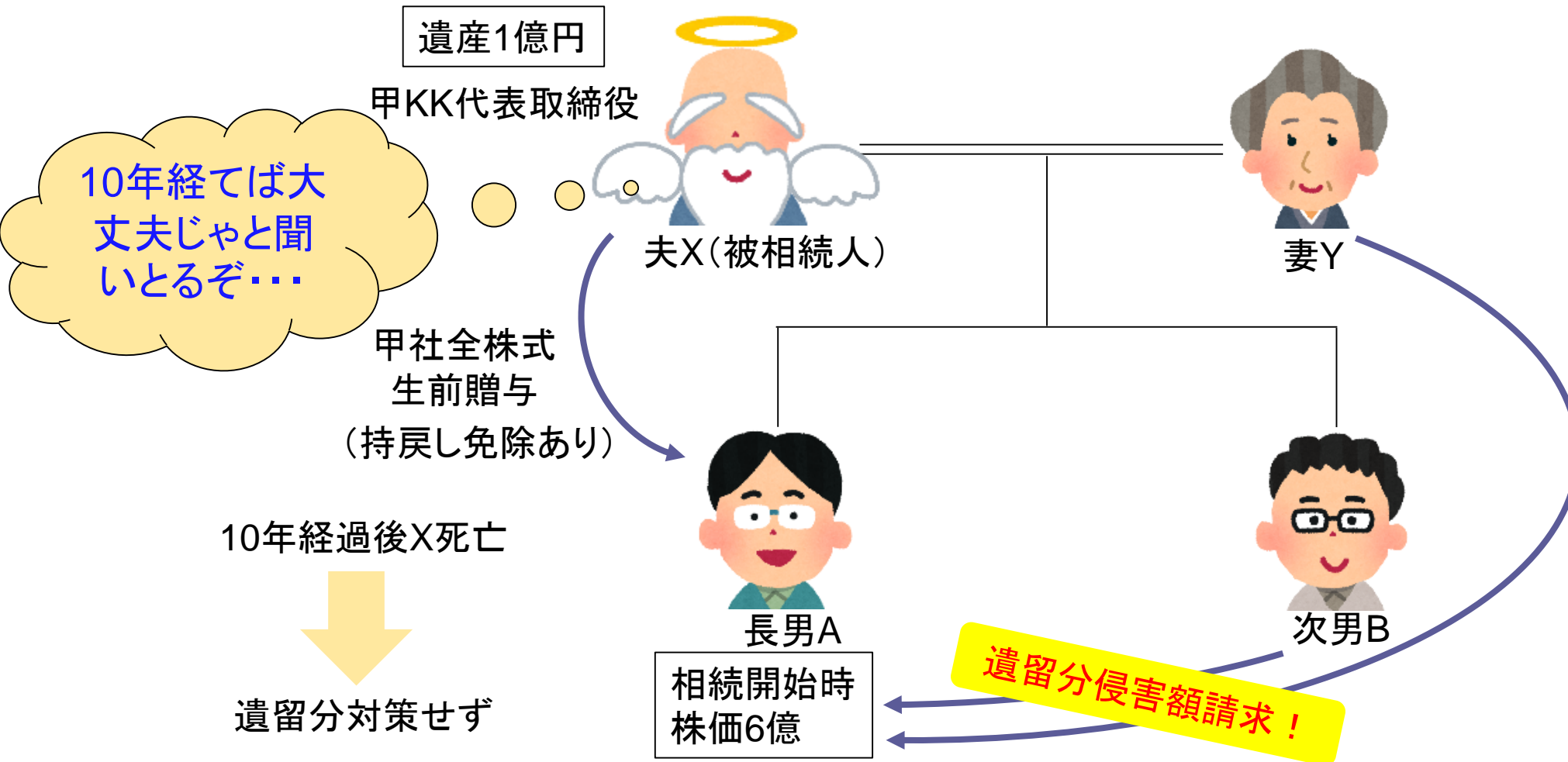
- 相続人が数人いる場合は、各相続人の負担額は、特別寄与料の額に法定相続分を乗じた額

→上記の事例であれば、長男の妻は被相続人の配偶者に2分の1、次男に2分の1の割合で特別寄与料を請求できる。

5 遺留分制度が大きく変わる

5-1 特別受益となる 生前贈与の対象期間を限定した

算入期間は常に10年までではない！



算入期間は常に10年までではない！

甲KKの代表取締役Xは、後継者長男Aに、保有する甲社株式(時価3億円)を生前贈与。
持ち戻し免除の意思表示を行った

その後、10年経過

XAは、平成30年改正民法により、相続開始前10年間になされた生前贈与に限って遺留分算定の基礎財産に算入されると専門家甲からアドバイスされていたので、特段の遺留分対策をしなかった

その後、X死亡。遺産は1億円。贈与された株は6億円になっていた

他の相続人妻Yと次男Bから遺留分侵害額請求がなされ、紛争になってしまった

専門家甲は、長男Aから、アドバイスと違うではないかとクレームを受けることになった⁵⁶

遺留分とは？

- 遺留分とは、一定の範囲の法定相続人に認められる、最低限の遺産取得分のこと
- 被相続人は、自分の財産を生前贈与や遺贈によって処分する自由があるが、完全に自由な処分を認めてしまうと、相続人の期待があまりに裏切られてしまうので、法律は、一定の範囲の親しい相続人に最低限の取り分として遺留分を認めた

遺留分の割合は？

- 総体的遺留分の割合

相続人が直系尊属のみ 相続財産の3分の1

それ以外の場合 相続財産の2分の1

- 個別的遺留分の割合

総体的遺留分割合×法定相続分の割合

- 妻Yの個別的遺留分割合 $1/2 \times 1/2 = 1/4$

次男Bの個別的遺留分割合 $1/2 \times 1/2 \times 1/2 = 1/8$

遺留分侵害額の算定方法

遺留分侵害額 = 遺留分額 -

{ (遺留分権利者が相続によって得た財産額
- 相続債務分担額)

+ (特別受益額 + 遺贈額) }

この金額がマイナス(-)なら、遺留分額より取得額が多い
ことになるので遺留分侵害なし

被相続人が相続開始時に有していた財産の価額(含・遺贈額)

+ 生前贈与財産額

- 相続債務額

遺留分額算定の基礎となる財産額

×

個別的遺留分の割合

遺留分侵害額

遺贈額

特別受益額

遺留分権利者が相続によって得た財産額
- 相続債務額

遺留分額

遺留分権利者の取得額

生前贈与の対象期間が限られる

従来は、

- 相続人以外の者への生前贈与は、相続開始前1年に限定
- 相続人への特別受益となる生前贈与は、無制限に遺留分の基礎財産に算入



- これでは、受遺者や受贈者の法的安定性を害する



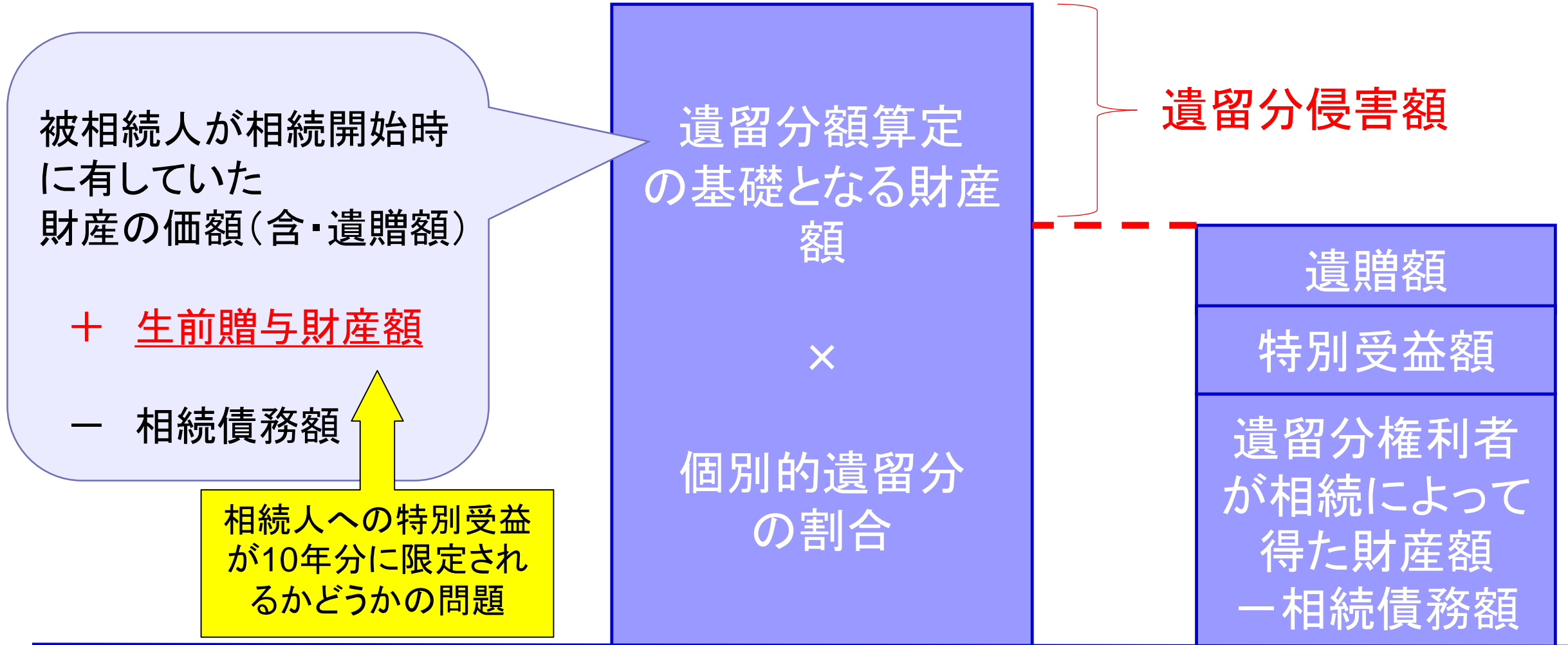
- そこで、改正法では、法定相続人への生前贈与が遡る期間を10年間とした

平成30年改正民法では・・・

【改正民法1044条1項前段・3項(要旨)】

贈与は、相続開始前の10年間にしたものに限り、前条の規定により特別受益の価額を算入する。

当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、10年前の日より前にしたものについても、同様とする。



遺留分額

遺留分権利者の取得額

注意 改正法の注意点

- 被相続人と相続人の双方が、遺留分権利者に損害を与えることを知っていながら贈与を行った場合には、「10年」という生前贈与の期限が適用されない
- 「損害を与えることを知って」とは、将来にわたり被相続人の財産が増加しないと知りつつ生前贈与したとか、贈与時において遺留分侵害事実を認識していた場合

父Xと長男Aの思惑では・・・

①Xは持ち戻し免除の意思表示をしていた

②平成30年改正法により、相続開始前10年分しか生前贈与は遺留分算定の基礎財産に算入されない



父Xと長男Aの思惑・・・

【平成30年改正前の民法では】

相続人に対する特別受益に該当する生前贈与は、期間無制限に遺留分算定の基礎財産に算入される(判例)

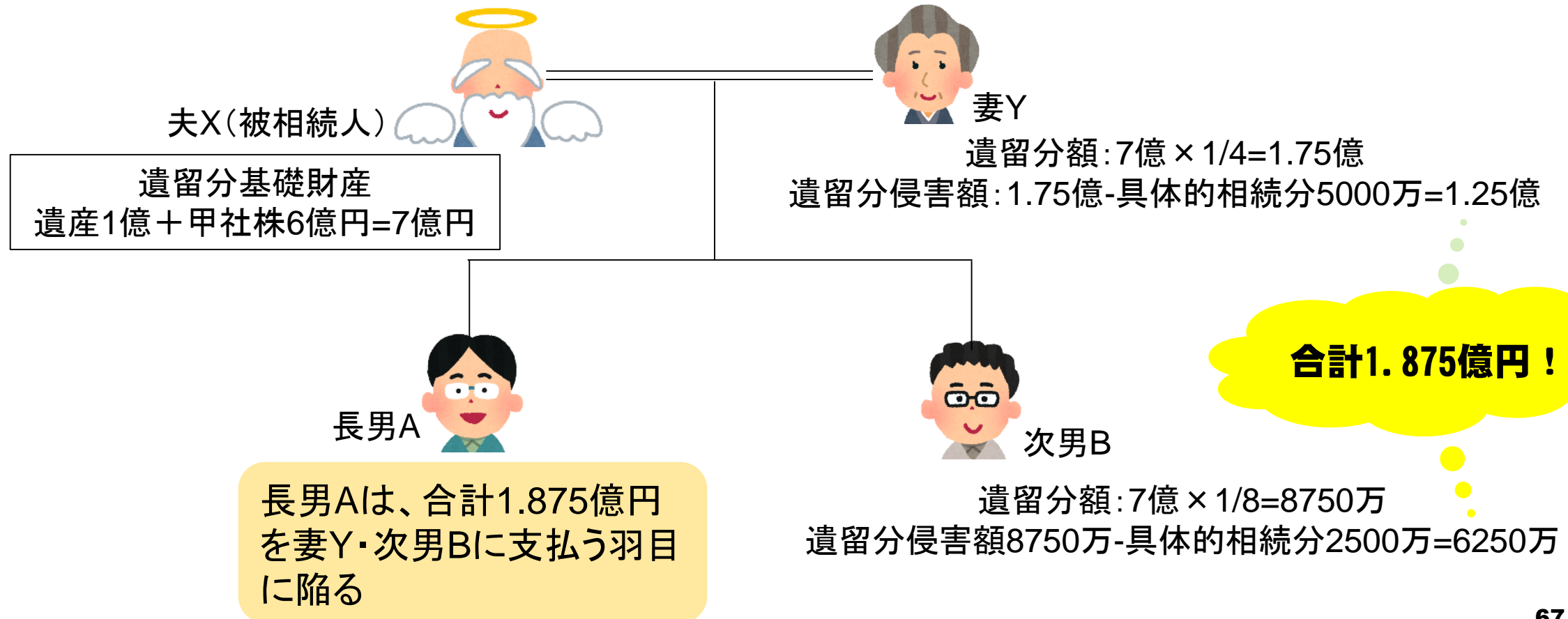
【平成30年改正民法では・・・】

専門家から、相続開始前10年分しか生前贈与は、遺留分算定の基礎財産に算入されないとアドバイスを受けていたので、甲社株式の贈与は、妻Y次男Bの遺留分を侵害することなく、すべて長男Aが取得できるだろう・・・

「損害を加えることを知って贈与」とされると・・・

特別受益額の評価基準時は、相続開始時

∴ 甲社株式は6億円として、遺留分の基礎財産に算入される。



「損害を加えることを知って贈与」とは？

- 損害を与える目的までには必要なく、遺留分を侵害することを知っていれば良い
 - 具体的にどの程度の事実関係を認識していればよいかについては
 - ・贈与財産の全財産に占める割合
 - ・贈与の時期
 - ・贈与者の年齢
 - ・健康状態
 - ・職業などから将来財産が増加する可能性が少なく、その贈与をなしたら遺留分を侵害するといえたか
- から総合判断する

リスク回避ポイント

10年も経過しているので、「損害を加えることを知って贈与」とされる可能性は低い。

しかし、事業承継税制の特例措置を利用する大型の贈与など、贈与額の全体に対する割合が高い場合や、その後は相続財産が増加することが見込めない場合には、「損害を加えることを知って贈与」と評価される可能性が出てくる

少なくとも妻Y次男Bは、「損害を加えることを知って」いたとして争い、紛争を仕掛けて、有利に運ぼうとすることは必至。

遺留分算定の基礎に加えられるのは10年に限定されるというようなアドバイスはしないこと！

5-1 遺留分侵害額請求に一本化

- 従来は遺留分減殺請求権の行使により共有状態が現出



- 共有状態では売却困難
- 事業承継の上でも不都合

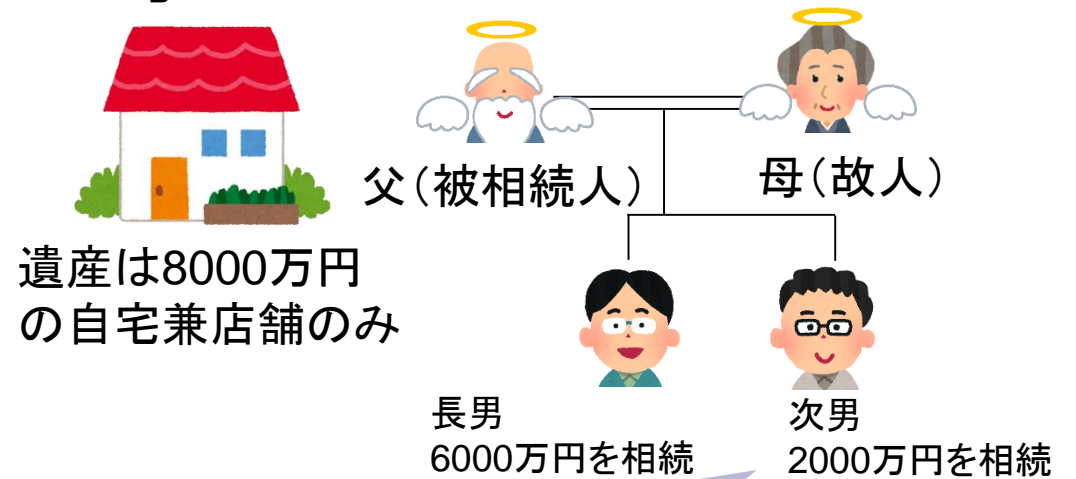


- 遺留分侵害額請求という金銭債権に一本化
- 遺産共有ではなく、金銭支払で解決
- 被相続人の意思が尊重され、遺言通りの相続が実現する

金銭による解決 + 遺言も尊重

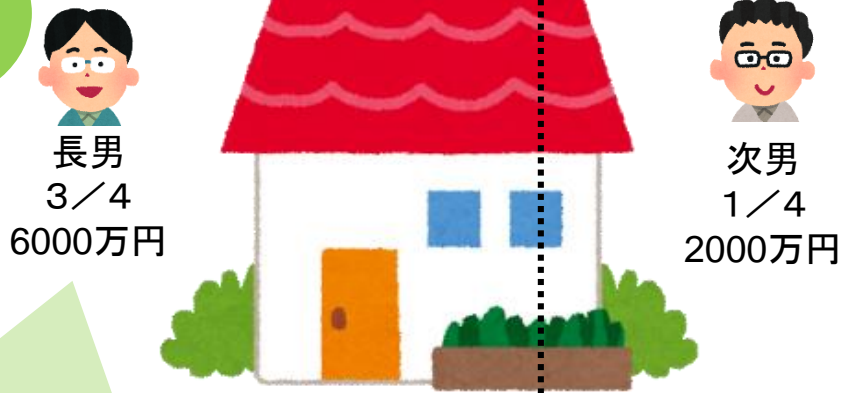
自宅で長男と小売を営んでいた父が死亡。
遺言には「長男に自宅兼店舗を相続させる」

次男の権利は金銭債権に。
お金による解決で父の遺言が尊重される



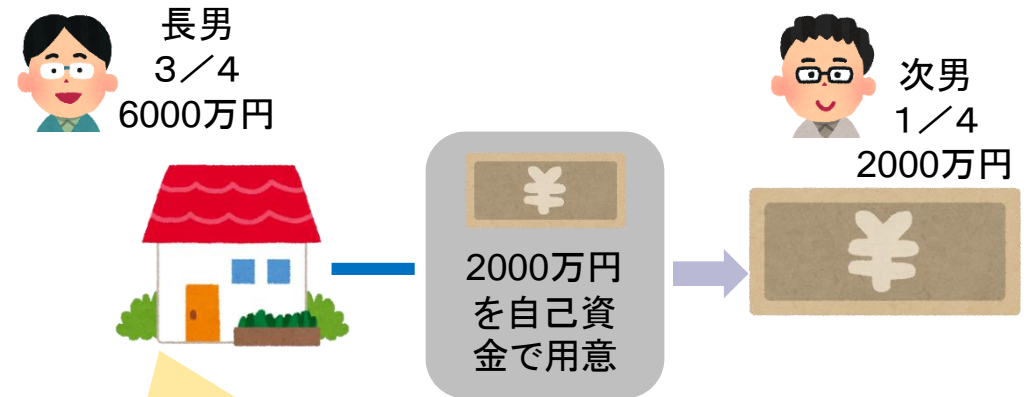
最低限の取り分(遺留分)は遺産の1/4

改正前



自宅兼店舗は次男と共有状態に。
実家での商売に障害も...

改正後



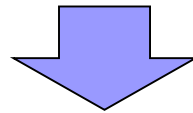
金銭で解決。
支払い猶予も可能に

注意 会計士の先生から寄せられた質問と回答

(質問①)

1046条 「遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(中略)又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる。」

とあるのは、



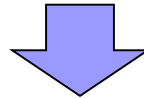
「遺贈又は贈与の目的物を給付することもできるという趣旨ですか？」

(回答①)

いいえ。遺留分侵害額請求権は、「形成権」であり、遺留分侵害額請求権という形成権を行使した結果、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができるという趣旨の規定。

注意 会計士の先生から寄せられた質問と回答

遺留分侵害されると、当然に遺留分侵害額に相当する金銭債権を発生させてしまうと、遺留分侵害額の請求を欲しない者は、免除や放棄をしなければならなくなってしまう。



そこで、遺留分侵害額に相当する金銭支払いを欲する者が、遺留分侵害額請求権という形成権を行使することによって、はじめて遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求できることとした。

注意 平成30年の法務・税務の措置と遺留分侵害

- 平成30年の事業承継税制の特別措置により、従来にも増して、大型の生前贈与が行われることが予測される

その結果、巨額の遺留分侵害を引き起こすことがあり得る

- 平成30年民法改正前は、遺留分侵害が認められた場合には、遺留分減殺請求権が行使され、原則として、物権的に共有とされた。

この場合には、侵害者は現金を用意する必要はなかった

- 平成30年民法改正により、遺留分侵害が認められた場合には、遺留分侵害額請求という金銭請求権のみによって解決されることになった

その結果、解決のために多額の現金が必要な事態になることがあり得ることとなった

注意 生命保険は侵害額準備に有用だが要注意！

- このような事態のもとでは、遺留分対策として、生命保険契約を締結して、後継者に生命保険金を取得させることがさらに有効な手段となっていく



- 但し、死亡保険金が例外的に遺留分算定の基礎財産に算入されることがあるので、営業時、アドバイス時は要注意

生命保険は遺留分
基礎財産には入ら
んと聞いとる！

株価はまだまだ
伸びるぞよ～！

遺産5000万円



夫(被相続人)X



妻Y

甲社株式
生前贈与

遺留分対策は
生命保険がベ
ストっていつて
たじゃないか！

どうしてく
れんだ！



専門家P



長男A

株式:1億円
死亡保険金:2億円



次男B

遺留分侵害額請求！

甲KKの代表取締役Xは、甲社全株式を保有していたところ、その全株を長男Aに、事業承継税制の特例措置により生前贈与を行い、適正に贈与税の納税猶予を行った。当時の株価は5000万円であった

その後も株価が上昇することが予想され、遺留分対策が必要であった

専門家Pからは、

平成30年民法改正により、従来の遺留分減殺請求ではなく、遺留分侵害額請求という金銭の支払いのみによって調整されることになり、多額の現金を用意しておく必要があること、

生命保険の死亡保険金は、特別受益に該当せず、遺留分算定の基礎財産にも算入されないから有用であるとアドバイスされていたので、Aを受取人とする多額の生命保険に加入した

その後、Xは死亡

相続人は、妻Y、長男A、次男B

遺産は5000万円、相続開始時の甲社株式評価額は1億円

死亡保険金2億円が長男Aに支払われた

妻Y、次男Bは、生命保険の死亡保険金も遺留分算定の基礎財産に算入されるべきであるとして、長男Aに対し、遺留分侵害額請求がなされた

アドバイスをした専門家Pは、長男Aから、話しが違うではないかと抗議を受ける羽目になった

平成16年10月29日最高裁判決

生命保険の死亡保険金請求権は、原則として特別受益に含まれない

保険金の額

この額の遺産の総額に対する比率

保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係

各相続人の生活実態等の諸般の事情

を総合考慮して、

著しく不公平と評価すべき特段の事情が存する場合には、
特別受益に準じて持戻しの対象となる。

持戻しの対象とされた判例①

【平成17年10月27日東京高等裁判所決定】

- 相続人3名の事案
- 遺産総額約1億円
- 受領相続人に係る受取保険金額は合計約1億円超

- 受領相続人は、被相続人と同居もしておらず、また介護も行っていない事案

持戻しの対象とされた判例②

【平成18年3月27日名古屋高等裁判所決定】

- 相続人3名の事案
- 遺産総額8423万円
- 受領相続人に係る受取保険金額は、5154万円

- 受領相続人は被相続人の再婚相手であり、婚姻期間は約3年程度に過ぎない事案

- 本事例では、遺産は5000万円であり、甲社株式全株の生前贈与を受け、相続開始時の評価額は1億円である。このような状況で、Aが死亡保険金として2億円もの金額を受領できるとすれば著しい不公平と評価される可能性もある。
- 他方、後継者であり、遺留分の調整のために契約した生命保険であり著しい不公平とまでは言えないと評価されることも考えられる
- 専門家としては、アドバイスする際に、生命保険の死亡保険金請求権は原則として特別受益にはならないが、例外的に特別受益とされることがあることを必ず説明しておくことが重要。

6 自筆証書遺言を手軽に

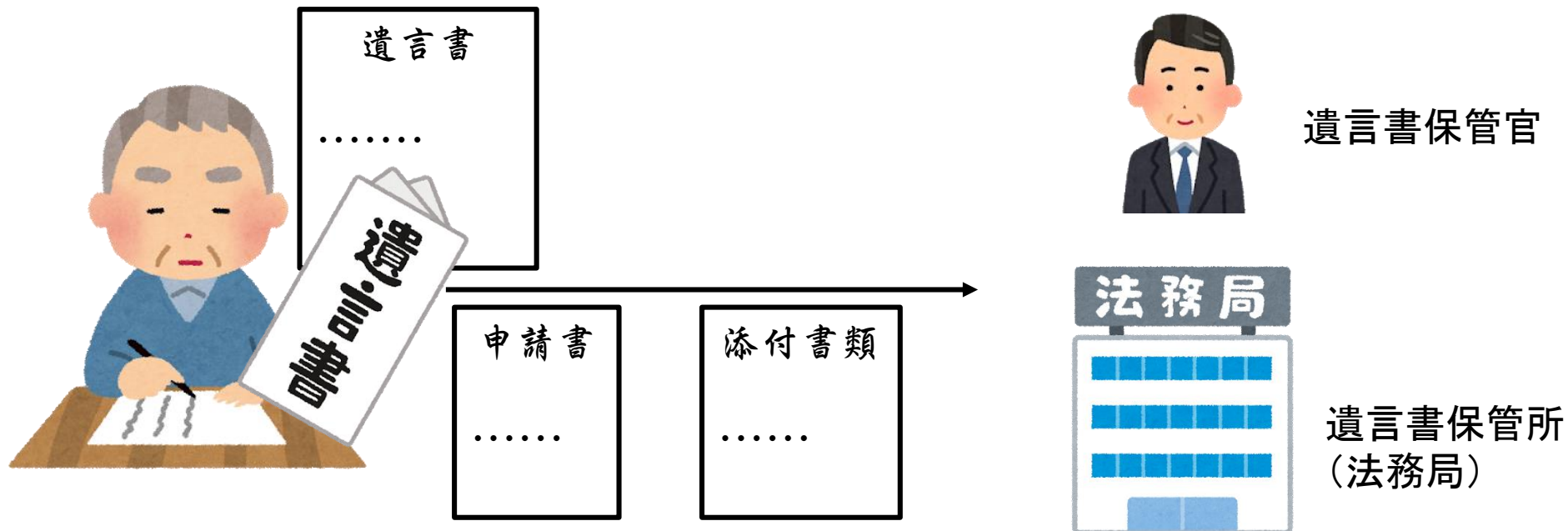
自筆証書遺言が変わる

- 今回の法改正で「形式」と「保管方法」が見直されることとなり、今までよりも自筆証書遺言が身近になる。
- 保管については、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」によって規律されることに

自筆証書遺言の「保管方法」

法務局で自筆証書遺言を預けられるようになった。

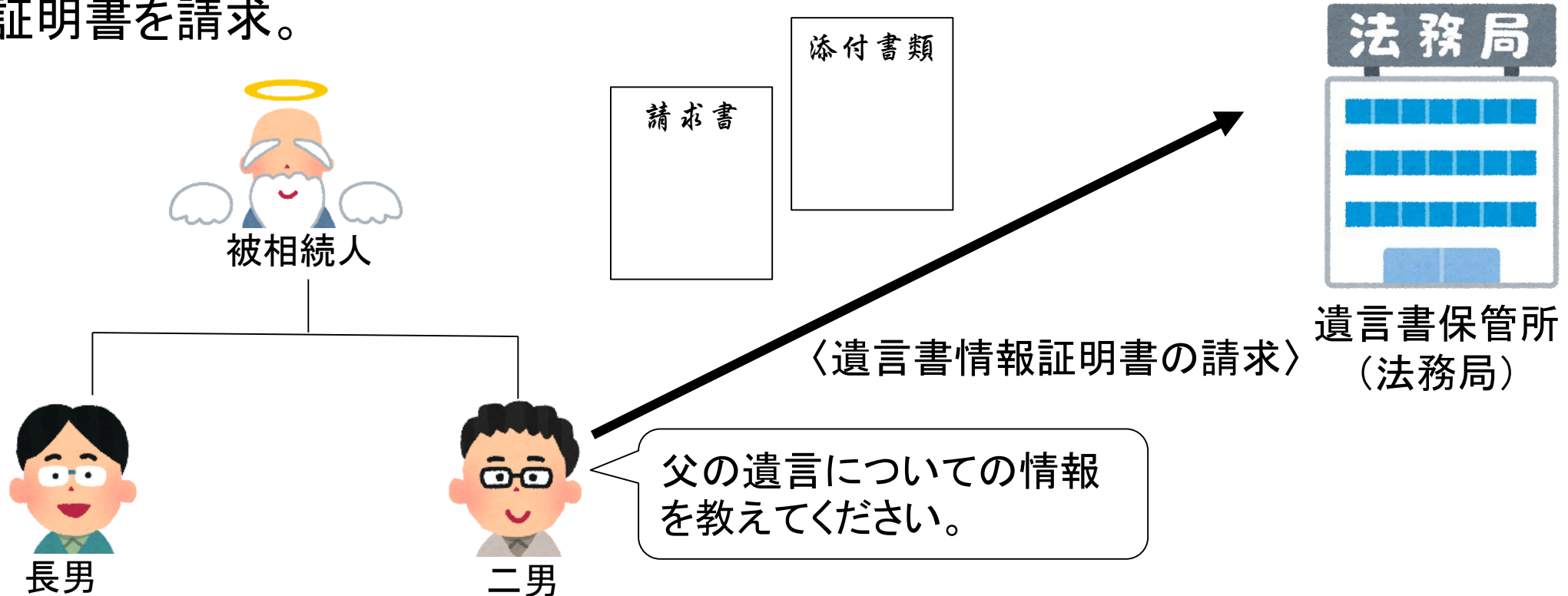
法務局に自筆証書遺言を預ければ、家庭裁判所の検認が不用になり、すぐに相続手続きを始められる。



相続人による遺言書情報証明書の請求

関係相続人等からの情報の開示請求

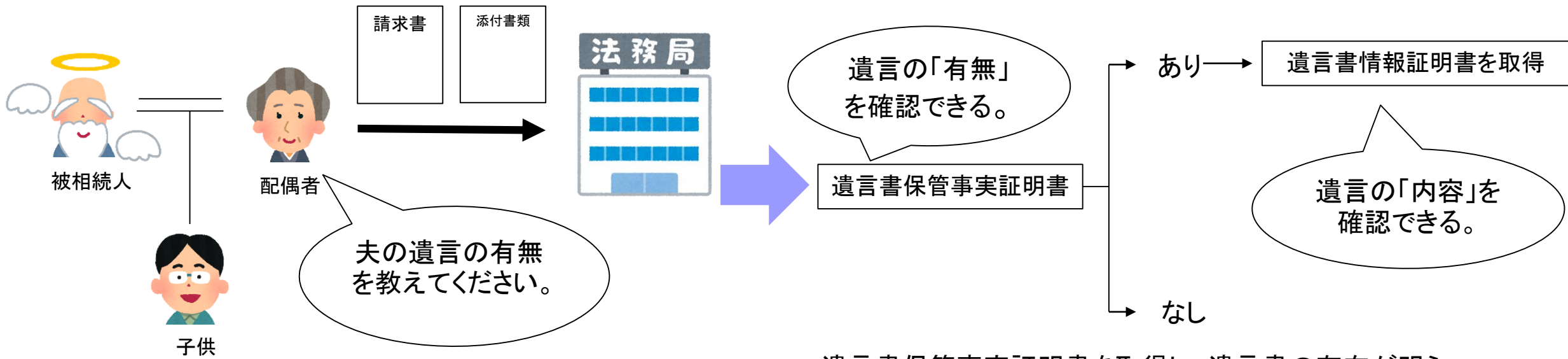
被相続人の二男は、被相続人が生前に「遺言書を作成し、法務局に保管してある」と言っていたことを思い出し、その遺言書の内容を確認するため、法務局で遺言書情報証明書を請求。



遺言書保管事実証明書 の請求

自筆証書遺言でも「遺言検索」ができることになる

被相続人は生前に「自分が亡くなった後はすべての財産をお前（配偶者）に渡す」と口癖のように言っていた。配偶者は、被相続人がもしかしたら遺言書を作成しているのではないかと思い、自筆証書遺言の有無から調べることにした。



遺言書保管事実証明書を取得し、遺言書の存在が明らかになったら、次は「遺言書情報証明書」を取得して内容を確認する。

自筆証書遺言の「形式」

自筆証書遺言では、遺言者が、全文、日付、自署・押印が必要。
高齢者にとって、全文の自署は非常に困難

遺言の全文を自筆で書かなくても良い。【財産目録】をワープロやパソコンで書けるように。また、不動産登記事項証明書や通帳のコピーの添付によるリストの作成も認められる

→財産目録には署名捺印を忘れない！！

一部自書によらない自筆証書遺言

遺言者は、東京都千代田区にある土地を配偶者に、預金を長男に相続させる旨の自筆証書遺言を作成する。なお、遺言者は高齢であることから、負担の少ない形で遺言書を作成したい。

遺言書

別紙1の土地を妻信子に相続させる。

別紙2の預金を長男康男に相続させる

平成30年12月12日
法務太郎 印

遺産の目録(別紙1)

所在 千代田区有楽町
地番 1番1
地目 宅地
地積 200㎡

法務太郎 印

遺産の目録(別紙2)

通帳コピー

法務太郎 印

遺言書のルールはこう変わる！

公正証書遺言	種類	【旧】 自筆証書遺言	【新】 自筆証書遺言
公証人	作成者	本人	本人
公証人に内容を伝えて証書を作成。 公証役場で保管。	作成方法	全文を自筆で書く	全文を自筆で書く。ただし財産目録はワープロやパソコンでの作成が可能に。また不動産登記事項証明書、通帳のコピーの添付もOK
家庭裁判所の検印が不要。 ただし2人以上の承認が必要。	特徴	家庭裁判所の検認が必要。 相続手続きに時間がかかる。	家庭裁判所の検認が不要。 すぐに相続手続きが出来る
費用がかかる。財産額によって変わるが、数万円ほど		費用は不要	費用が安い。数百円の印紙代のみ
公証役場が保管		自宅などにこっそり保管	法務局に預けられる
形式面で無効になりにくい		形式や内容に間違いがあると無効になる	法務局の事務官(遺言書保管官)が審査時に形式をチェック。不備を指摘。
第三者に内容を改ざんされるおそれがない		第三者に内容を改ざんされる恐れがある	第三者に内容を改ざんされるおそれがない

注意 自筆証書遺言を書く人が増えそうだが

- 自筆証書遺言の形式が緩和されたと言っても、あまりお勧めではない
- 遺言書本体と添付の財産目録とで作成日が違う
- 署名のペンが違う
- 本体と別紙が一体性のあるものと証明できない場合
- 「別紙のとおり財産を相続させる」と書かれているのに、別紙が複数あり、どれがどの相続人に宛てた者なのか判断ができない場合
争いになってしまう

多少高くても公正証書遺言がお勧め。

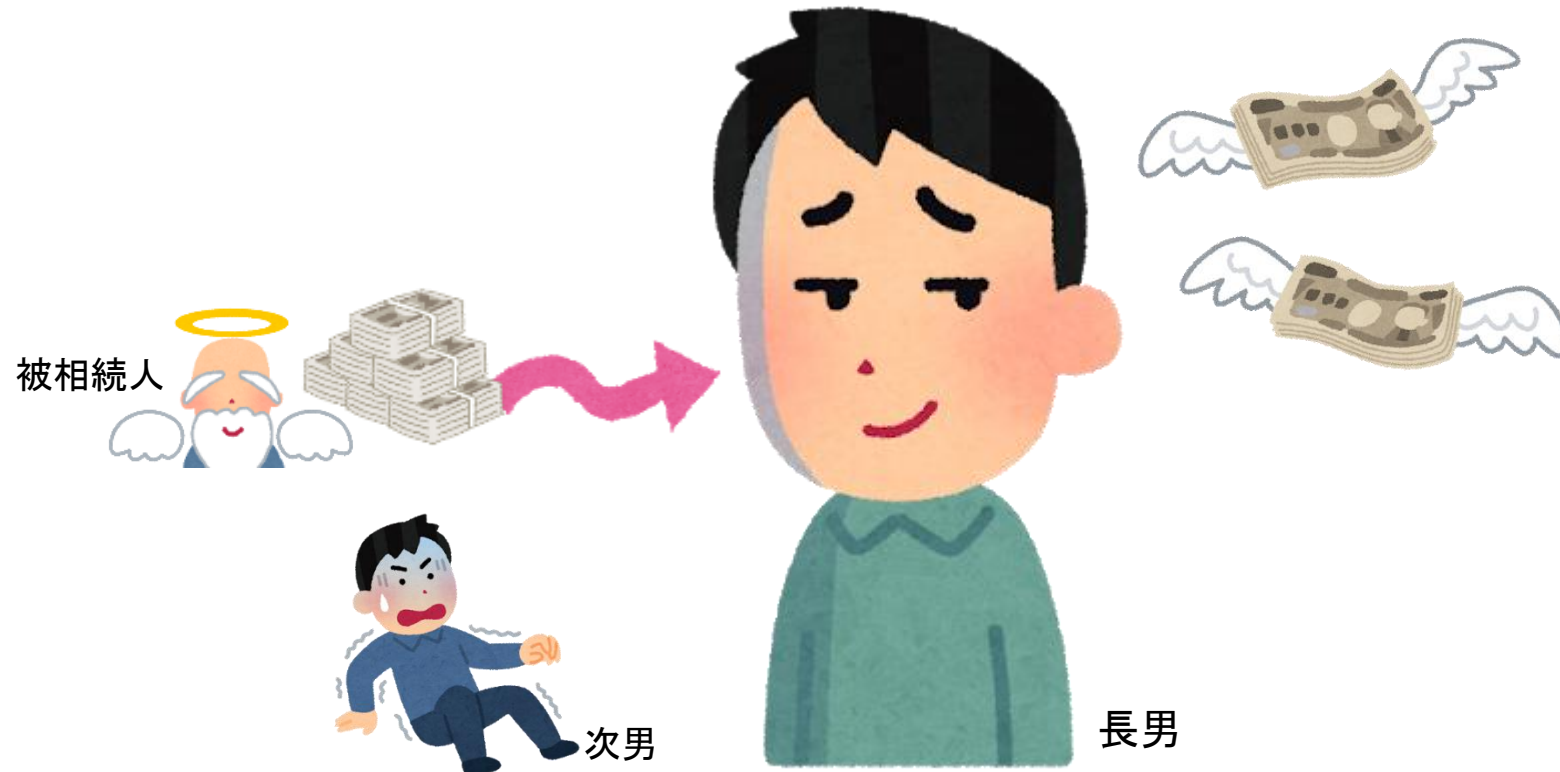
7 遺産分割前の遺産処分 に対する対処

遺産の使い込みも遺産分割手続で解決！

- 今後、ますます分割前の預貯金の使い込みが増加することが予測される
- 使い込んだ金額は、遺産分割とは別に、不当利得又は不法行為に基づく損害賠償として別途、地方裁判所で争う必要
- この不都合を解消する法律が改正された。

遺産に属する預貯金の使い込みがあったら

被相続人には相続人として子が3人いる。遺産は預貯金3000万円と自宅不動産（1500万円）があるが、長男が他の相続人に無断で預貯金を払い出してしまい、使い込んでしまった。長男は遺産分割協議にも応じず、他の相続人は法的手段をとることにした。

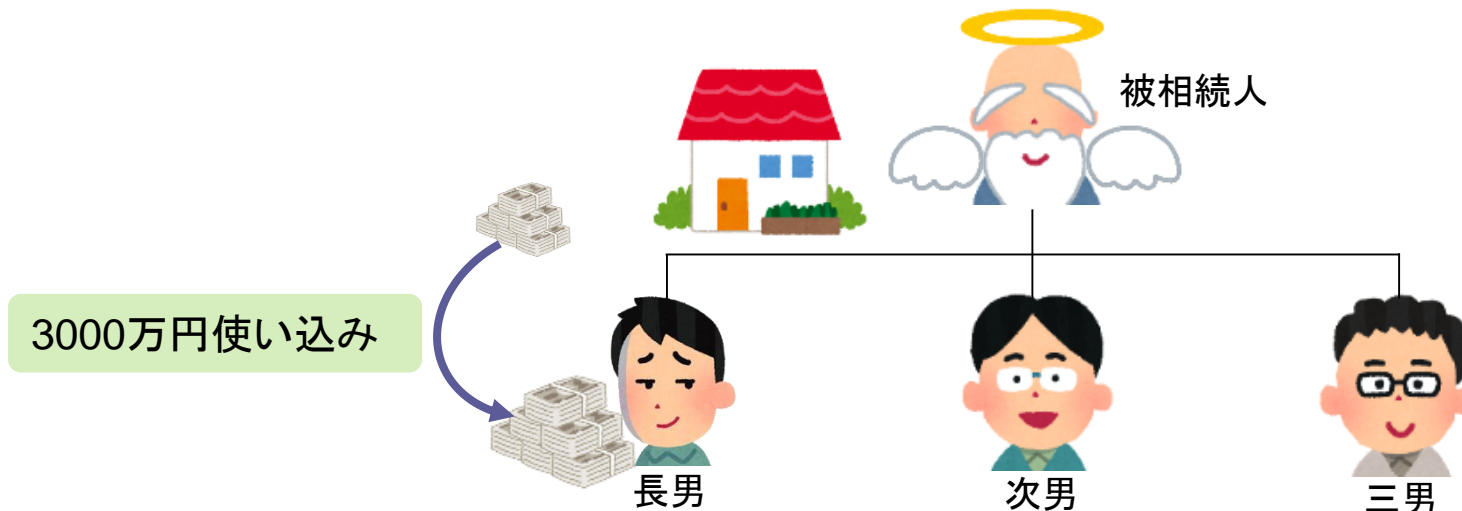


改正前 長男以外の相続人が自己の法定相続分に対応する預貯金を取り戻し、自宅の遺産分割を進めるためには、家庭裁判所に遺産の分割を請求するだけでは足りない。

次男や三男は、下記の対応が求められる。

- ①預貯金について→不法行為の損害賠償又は不当利得の返還の請求を地方裁判所で行う。
- ②自宅について→遺産の分割について、家庭裁判所に請求を行う

※遺産分割時には存在しない財産でも相続人の全員がそれを遺産分割の対象に含める合意をすれば、すでになく財産も遺産分割の対象(最判昭和54年2月22日参照)になるといえる。しかし、相続預貯金の無断使い込み事案において、使い込んだ当事者の合意を得ることは難しい。



改正
後

遺産を処分した共同相続人の合意がなくとも、他の共同相続人の合意だけで、処分財産概算の分割時に遺産として存在するとみなすことができる

次男や三男は、下記の対応が求められる。

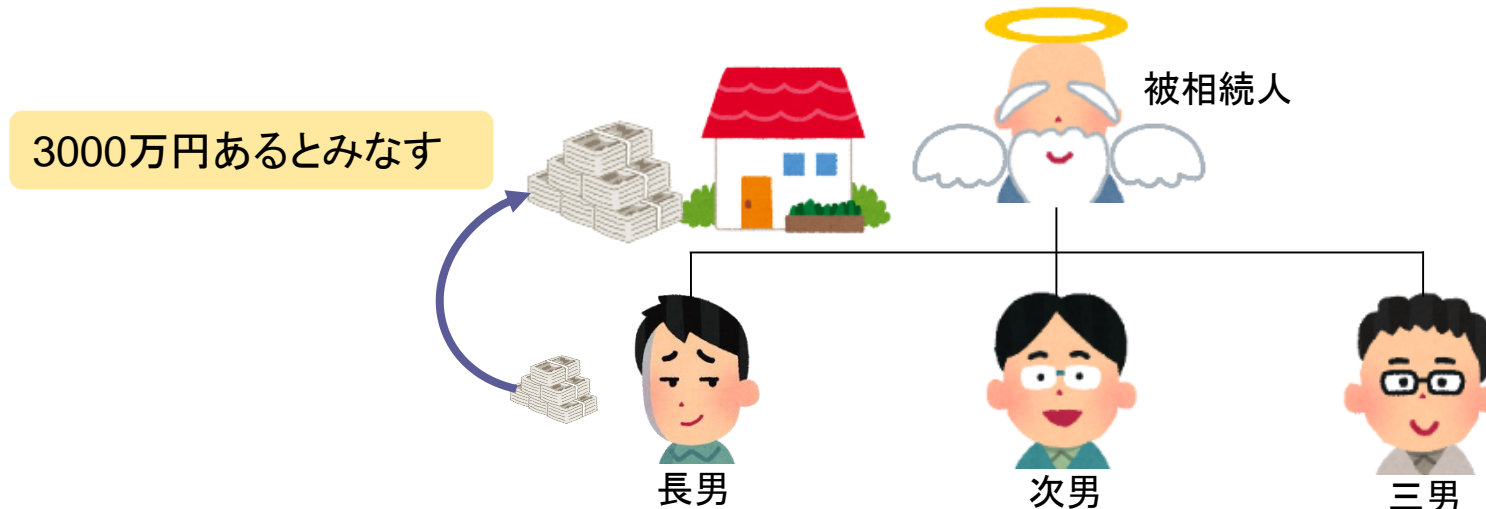
- 預貯金・自宅→遺産の分割について、家庭裁判所に請求を行う

※預金について、地方裁判所で不法行為に基づく損害賠償や不当利得返還請求を別途する必要がない。

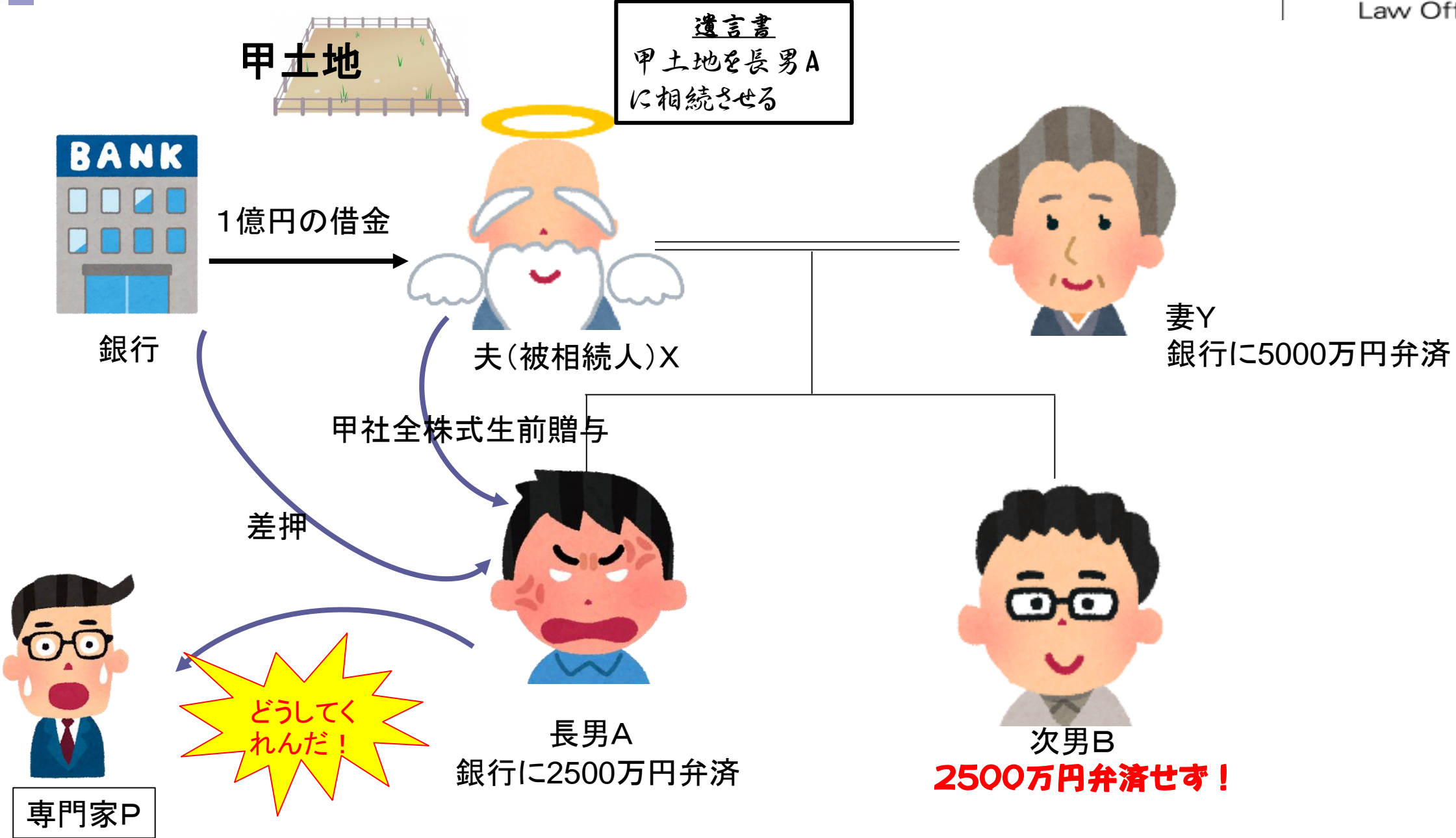
- 処分財産概算の分割時に遺産として存在するとみなす要件

- ・遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であること

- ・共同相続人の全員の同意があること(ただし、共同相続人の1人又は数人により遺産に属する財産が処分された場合は、当該処分した相続人の同意は不要)



8 相続開始後に登記が遅れた ために権利を喪失するリスク



甲土地

遺言書
甲土地を長男A
に相続させる



1億円の借金

銀行



夫(被相続人)X



妻Y
銀行に5000万円弁済

甲社全株式生前贈与

差押



長男A

銀行に2500万円弁済

どうしてくれんだ!



次男B

2500万円弁済せず!



専門家P

甲KK代表取締役Xは、同社全株を保有していたところ、長男Aに全株を事業承継税制の特例措置により生前贈与し、贈与税の納税猶予を行った

Xは所有する甲土地を長男Aに相続させる旨の遺言を行った

その後X死亡。妻Y、長男A、次男Bが相続人

Xは死亡時、C銀行から1億円の借入金債務があった

妻Yと長男Aは、それぞれ5000万、2500万を弁済

次男Bは2500万の弁済をしなかった

Aは遺言により相続した甲土地の移転登記をしていなかったところ、C銀行から甲土地の4分の1の持分を差し押さえられてしまった

一連の手続きについてアドバイスを行っていった専門家Pは、長男Aから、どうして早く登記をするようにアドバイスしてくれなかったのか、とクレームを受けることになってしまった

C銀行からの1億円の借入債務の帰趨

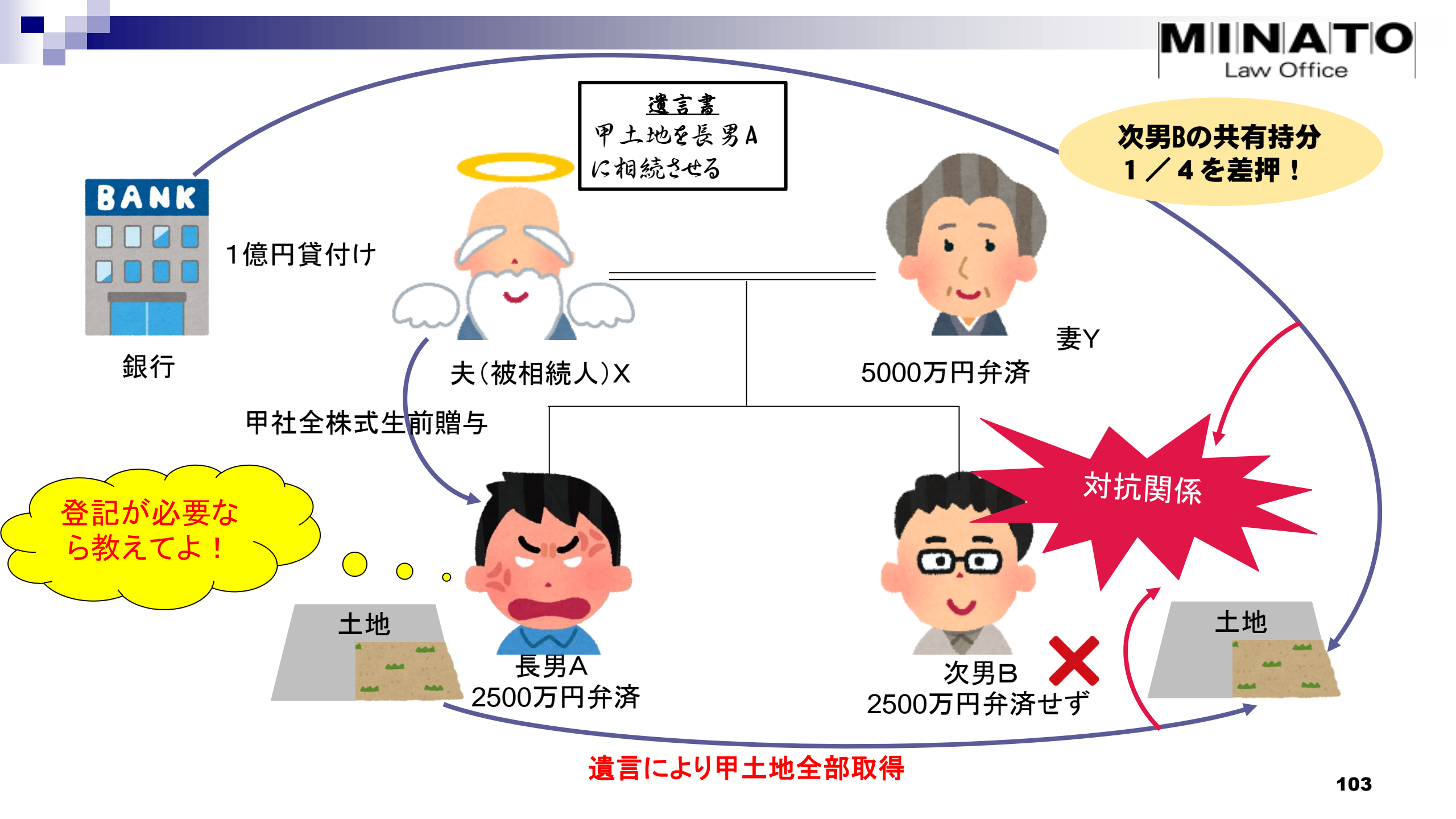
XのC銀行に対する1億円の借入金債務は、法定相続分にしたがって当然に分割されて帰属する

したがって、妻Yが5000万円、長男Aが2500万円、次男Bが2500万円を負担することになる。

YとAは弁済したが、次男Bは弁済しなかったため、C銀行はいかにしてXの相続財産から回収するか虎視眈々と狙っていた……

C銀行は遺言の存在を知らない。

甲土地は妻Yが1/2、ABはそれぞれ1/4の相続共有持分を有するから、Bの持分1/4を差押えてやろう……！



平成30年改正前の民法では・・・

【最判平成14年6月10日判決】

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、相続人が法定相続分を超える財産を取得した場合でも、登記なくして第三者に対抗することができる

この判例によれば、長男Aは、C銀行による自己の持分を超える1/4の持分に対する差押えに対し、登記なくして自己の所有権取得を対抗することができることになる

平成30年改正民法では・・・

最判の立場では、相続させる旨の遺言がある場合には、それがない場合に比べて、相続債権者の法的地位が不安定となってしまうという問題あり
そこで、

【改正民法899条の2①(要旨)】

相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない

改正法では、AはC銀行の差押に対抗できず、持分1/4を失うことになる

リスクを回避するには・・・

不動産・自動車その他、登記や登録が対抗要件とされている財産が、遺贈、相続させる旨の遺言の対象とされているときは、相続開始後、遅滞なく登記を経るようアドバイスすること

事業承継税制の特例措置を受けられることだけに注力してしまうと、後に思わぬクレームを招くこともあり得る

弁護士や司法書士との協働を早いうちから進めていくことが肝要

9 改正法の施行日は？

相続法改正の施行期日は以下のとおり

①平成31年(2019年)1月13日:自筆証書遺言の要件の緩和

②平成31年(2019年)7月1日

- ・持戻し免除の意思表示の推定規定
- ・預貯金債権の仮払い制度の創設
- ・遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲
- ・遺言執行者の権限の明確化
- ・遺留分制度に関する見直し
- ・相続の効力等に関する見直し
- ・相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

③平成32年(2020年)4月1日:配偶者短期居住権、配偶者居住権

④平成32年(2020年)7月10日:自筆証書遺言の保管制度

湊総合法律事務所



所長弁護士 湊 信 明

弁護士 廣 木 康 隆	弁護士 太 田 善 大
弁護士 野 村 奈 津 子	弁護士 服 部 毅 絵
弁護士 野 坂 真 理 子	弁護士 屋 敷 理 瑛
弁護士 沖 陽 介	弁護士 水 口 介
弁護士 平 木 太 生	弁護士 中 村 駿
弁護士 石 田 嘉 奈 子	

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1

有楽町電気ビルディング北館12階1213区

電 話 03-3216-8021 F A X 03-3216-8022

メールアドレス nobu@minatolaw.com

事務所HP <http://www.minatolaw.com>

企業法務ONLINE <http://www.kigyuu-houmu.com>

顧 問 先 医療法人, 病院, 医師, 自動車販売会社,
人材派遣会社, パソコンメーカー, 不動産会社など約200社

